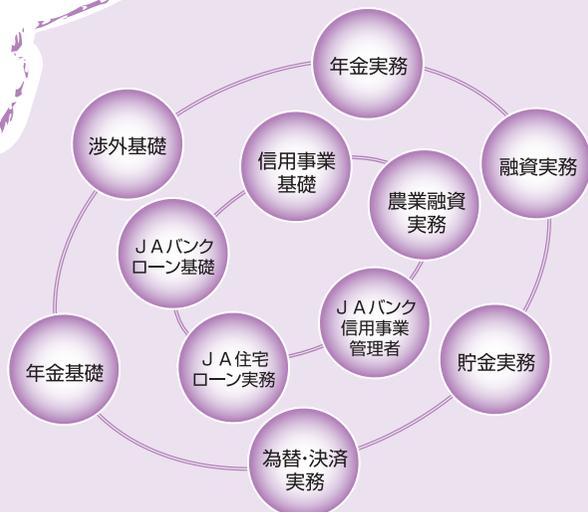


信用事業業務検定試験 試験問題と解説

融資実務



系統信用事業の人材育成機関

試験問題編



平成27年2月7日実施

〈第36回〉

融 資 実 務

[問1] 融資実務の基本事項について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 融資の基本原則は、安全性・収益性・流動性・成長性・公共性の5原則である。
- (2) 信用調査のポイントは、融資先のキャラクター、キャパシティー、キャピタルの3つである。
- (3) 融資審査とは、よく調べ、よく検討し、正しく判断して、採否を決定することである。
- (4) 貸付契約が有効に成立するためには、相手方に、権利能力・行為能力が備わっていなければならない。
- (5) 融資先に十分な返済能力があれば、返済意思の確認は重要ではない。

[問2] 貸出稟議書の作成について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貸出稟議書の機能は、意思決定機能、記録機能、融資実行上の指示機能である。
- (2) 貸出稟議書は、融資担当者から稟議書の回付を受けた二次審査者が、稟議書を通じて共同検討するという過程を経て、金融機関としての意思を作り上げていく役割を果たすものである。
- (3) 貸出稟議書の絶対的記載事項は、①貸出先名、②貸出先特徴、③貸出金額、④貸出期限、⑤返済方法、⑥返済能力、⑦保全措置の7項目である。
- (4) 季節資金融資のように、前年または前回融資した資金と同種の貸付を再び取上げる稟議を復活稟議という。
- (5) 貸出金額で、一度にまたは何回かに分けて融資した累計額が決裁金額に達した以降は新貸ができないものを限度金額という。

[問3] 貸出形式別の利息計算方法や支払時期について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 証書貸付(元金均等償還方式)の当初貸付の場合
貸付金 × 貸付日から利息支払期日までの日数(両端入れ) × 貸付利率 ÷ 365 = 利息額
- (2) 証書貸付(アドオン方式)の場合
所要資金 × アドオン年利率 × 融資月間(月数) ÷ 12 = 利息額
- (3) 手形貸付の手形書替(旧手形の満期日に書替)の場合
手形金額 × 書替日から手形の満期日までの日数(両端入れ) × 貸付利率 ÷ 365 = 利息額(一般的に手形書替日に前取りにより処理)
- (4) 手形割引の場合
1通ごとの手形額面金額 × 割引日から手形の満期日までの日数(両端入れ) × 割引料率 ÷ 365 = 割引料(一般的に割引実行日に前取りにより処理)
- (5) 当座貸越の場合
毎日の貸越最終残高の利息計算期間内の積数合計 × 貸越利率 ÷ 365 = 貸越利息(一般的にJ A等の所定の決算時に貯金残高からの引落とし、または貸越残高への組入れにより処理)

[問4] 貸出の事後管理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債権確保上の必須条件は、完備のうえ融資実行することが原則である。
- (2) 融資関係書類が処理中の場合であっても、担当者の机の引出しにはしまわず、ホルダー等に入れてキャビネットに格納し紛失しないような配慮が必要である。
- (3) 融資決裁の条件のとおり融資実行が行われた後は、資金使途の確認のためのトレースまで行う必要はない。
- (4) 生活資金融資の事後管理のポイントは、融資後に借入者の①勤務先の経営状態、②本人の勤務状態、③本人および家族の健康状態に変化はないかどうかを調べて、収入の安定、家庭生活の安定状況を確認することである。
- (5) 事業資金融資の設備資金は、償却前余剰(利益 + 償却費)が返済資源になる。

[問5] JA統一ローンについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 事前調査段階では、給与所得者の場合、申込者の本人確認や在籍確認を行う必要はない。
- (2) ローンの借入申込書の内容が、借入相談段階で作成した相談シートの内容と一致していることを確認する。
- (3) 「JAフリーローン」のチェックシートによる審査では、「要項の充足状況」16項目について適否を判定し、すべてが「適」である場合だけが「保証付貸出」の対象となる。
- (4) 借入比率・返済比率の算出にあたっては、借入者が自営業者の場合、「前年税引前所得」を使うが、公的証明書で確認することを原則としている。
- (5) 本人の借入意思を確認する際に、配偶者がある場合は、原則として、本件借入について配偶者も承知しているかどうか確認する。

[問6] 生活資金の融資について、正しいものはいくつあるか、(1)～(5)の中から1つ選びなさい。

- a. 生活資金には一般的に“生産性”がないので、その返済は生活費を圧迫する性質がある。
 - b. 生活資金融資は、貸出金とは関係のない借主の別途の収入(勤労者では給与収入、自営業者では事業所得)が返済財源である。
 - c. 審査のポイントは、“収入の安定性”と“返済意思の有無”をみきわめることである。
 - d. 一般生活資金の借入需要は、総合口座やカードローン契約で応需するのが、一般的な扱いである。
 - e. 一般的に、消費者ローンにおける返済比率は、25%以内が基準となっている。
- (1) 5つ
 - (2) 4つ
 - (3) 3つ
 - (4) 2つ
 - (5) 1つ

[問7] 事業資金融資の審査について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「ヒト」は事業主・経営者・従業員を指し、その観察は融資審査にあたっての最も重要な判断ポイントである。
- (2) 「モノ」の面から企業の実態を把握するには、販売・回収条件と仕入・支払条件を常に聞き取り、業界の動きによりその変化を先取りすることが必要である。
- (3) 一般的に、金融バランスが「マイナス」の場合は、自己資金が不足して、その不足分を短期借入金等の短期資金で調達しており、財務の不安定さを示しているといえる。
- (4) 静態的な運転資金が「マイナス」ならば、資金不足で運転資金の借入を必要とする。
- (5) 事業主借とは、事業資金として事業主から受け入れた金額などの事業外の収入や事業用預貯金の利息、家事用の預貯金から支払った事業上の経費等をいう。

[問8] 運転資金・設備資金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 所要運転資金は、決算書からは、(売掛債権+棚卸資産+前払金)-(買掛債務+未払金+前受金)として算出される。
- (2) 支払条件の短縮、回収条件の長期化は、いずれも増加運転資金需要を生じる。
- (3) 返済財源の入金が不確実なものは、つなぎ資金融資の対象にすべきでない。
- (4) 業績向上のための設備投資であるならば、増加運転資金需要の対応について予め検討を必要としない。
- (5) 自営業者への設備資金対応時の収支計画の検討の際、自営業者の必要事業収入は、(必要生活費+約定返済金の総額)÷所得率により求めることができる。

[問9] 融資の相手方について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 婚姻した未成年者が行った資金の借入は、未成年者の側から取り消すことができる。
- (2) 成年被後見人が日用品の購入等日常生活に関する行為以外の行為を行った場合、本人または成年後見人はこれを取り消すことができる。
- (3) 補助人が被補助人を代理して、被補助人の居住用の建物・敷地に抵当権を設定する場合、家庭裁判所の許可を必要としない。
- (4) 株式会社で、特に代表取締役が定められていなければ、代表取締役が選定されるまで融資取引ができない。
- (5) 取締役会がある株式会社で、会社が取締役の債務を保証する場合は、株主総会の承認が必要である。

【問10】 代理人との取引について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 任意代理の場合、たとえやむをえない事由があったとしても、復代理人の選任を行うことはできない。
- (2) 無権代理人が行った契約を本人が追認すれば、原則として契約の時に遡って効力が生じる。
- (3) 代理人が、本人のためにすることを示さないでした意思表示といえども、本人に対して効力が生じる。
- (4) 代理権がない支店長が行った行為であるならば、その営業主が責任を負うことはない。
- (5) 本人が決定した意思を、本人に命ぜられて相手方に伝達する役割を果たす者は、代理人である。

【問11】 農(漁)協取引約定書について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農(漁)協取引約定書は、現在、双方契約方式をとっている。
- (2) 農(漁)協取引約定書の締結は、具体的な債権債務の成立要件ではない。
- (3) 農(漁)協取引約定書は、農(漁)協と取引先間での与信取引に共通する基本的な契約事項を取決めている。
- (4) 農(漁)協取引約定書は、当事者間の合意によって成立するもので、万一訴訟になってもその有力な証拠となるものではない。
- (5) 農(漁)協取引約定書は、契約内容を明確にして当事者間のトラブルを未然に防止できる機能がある。

【問12】 農(漁)協取引約定書に定められている内容について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、購買未収、販売仮渡、保証委託、その他組合に対して債務を負担することになるいっさいの取引に関して約定が適用される。
- (2) 取引先は、貸借対照表、損益計算書等の財務書類の写しを定期的に組合に提出する義務がある。
- (3) 暴力団排除条項は、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、取引関係を解消する根拠になる。
- (4) 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、組合は取引先に利息や保証料などの変更をすることについて協議を求めることができる。
- (5) 担保の処分方法等について、組合は法定の担保権実行以外の方法で担保から回収することはできない。

[問13] 約定書・契約書徴求上の留意事項について、正しいものはいくつあるか、(1)～(5)の中から1つ選びなさい。

- a. 契約書の締結は、原則として、組合職員の面前で本人の署名および押印を受ける。
- b. 契約の締結にあたっては、相手方の知識・経験等に応じて、契約内容について理解できるよう適切・十分に説明を行うことが必要である。
- c. 訂正印は、原則として、その契約書の作成者全員が押印しなければならない。
- d. 捨印は、後日訂正する場合を予想して、契約書の欄外に必ず押印してもらう。
- e. 契約書が2枚以上にわたる場合の契印は、契約書の作成者のいずれか1名が、割印を押印すればよい。

- (1) 5つ
- (2) 4つ
- (3) 3つ
- (4) 2つ
- (5) 1つ

[問14] 手形貸付について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関は、金銭消費貸借契約に基づく債権と手形上の債権の両方をもつが、まず手形上の債権を優先して行使しなければならない。
- (2) 手形債権が時効によって消滅すると、金銭消費貸借上の債権も当然に消滅する。
- (3) 金融機関が、金銭消費貸借上の債権を自働債権として相殺する場合には、必ず同時に手形を貸付先に返還しなければならない。
- (4) 手形貸付の約束手形をもって、手形訴訟を利用することはできない。
- (5) 判例によると、手形書替の法的性質は、原則として延期手形の差入であり、旧手形を返却すれば、旧手形の債務は消滅するとしている。

[問 15] 証書貸付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 証書貸付は、金銭消費貸借契約であるから、当事者の意思表示の合致と金銭の授受(貯金口座への入金など)がないと成立しない。
- (2) 借用証書をそのまま公正証書とすれば、債務不履行のときは直ちに強制執行を行うことができる。
- (3) 借用証書の印紙貼付は、借主の代理人・使用人が署名でもって消しても有効である。
- (4) 連帯債務の場合、債権者はいずれの債務者に対しても債権全額の弁済請求ができる。
- (5) 利率の引上げ、弁済期の短縮は、保証人の承諾を受けないと、その変更後を保証人に主張できない。

[問 16] 手形割引について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形割引の法的性質は、手形の売買であると解されている。
- (2) 手形の人的抗弁とは、手形上の債務者が特定の手形所持人に対してだけ対抗できる抗弁である。
- (3) 手形の信用照会により得た回答は、金融機関の内部限りに留めるもので、外部に漏らしてはならない。
- (4) 持込手形に不備な個所があれば、金融機関で補完する義務がある。
- (5) 割引手形が不渡りの場合、割引依頼人は、金融機関に対して、手形買戻義務と手形法に基づく義務を負う。

[問 17] 当座勘定取引に付帯する当座貸越について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関は、約定した極度額の範囲内で、その裁量により貸越を行う。
- (2) 取引先は、破産手続開始の場合、金融機関からの通知催告があった時に、貸越元利金を支払えばよい。
- (3) 貸越金がある場合、当座貯金勘定に受け入れまたは振込まれた手形・小切手などは、貸越金の担保となる。
- (4) 当座貸越利息は、当座貸越約定書により、毎日発生之都度、所定の利率・方法で計算し貸越元金に組入れられる。
- (5) 取引先は、金融機関の承諾を得ないとこの取引を解約することができない。

[問 18] 特定債務保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 保証契約は、債権者と保証人との間の契約によって成立する。
- (2) 債務者が保証人をたてる義務を負う場合には、その保証人は、行為能力者かつ弁済資力を有する者でなければならない。
- (3) 主たる債務契約が無効となり、あるいは取消されると、保証債務も無効となる。
- (4) 債務者が保証人をたてる義務を負う場合に、保証人が保証人としての要件を満たさなくなったときは、債権者は保証人の変更を債務者に請求できる。
- (5) 主たる債務が消滅しても、原則として保証債務は消滅しない。

[問 19] 連帯保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農漁協の融資実務では、通常、連帯保証であることを保証契約の中で明示している。
- (2) 主たる債務が商行為による債務であっても、その保証は当然には連帯保証とはならない。
- (3) 連帯保証人は、「催告の抗弁権」と「検索の抗弁権」を有していない。
- (4) 共同保証の場合でも、連帯保証人は「分別の利益」を有していない。
- (5) 連帯保証人は、主たる債務者が有する相殺権を援用する権利を有する。

[問 20] 保証契約の締結について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 保証契約は、書面(電磁的記録を含む)でなければその効力を生じない。
- (2) 保証契約の書面は、差入方式でもよい。
- (3) 保証契約は、要式契約である。
- (4) 借用証書面に保証人を記して貸付した後に保証人を追加するときは、既に作成してある証書に追加署名しなくてはならない。
- (5) 保証契約にあたっては、保証人に保証意思の確認をしなければならない。

[問 21] 手形保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形保証は、手形法の規定に基づく保証である。
- (2) 手形保証は、必ず手形本体に署名または記名押印しないと成立しない。
- (3) 被保証債務である手形債務が、方式の瑕疵を除くいかなる理由によって無効になっても、手形保証は無効とならない。
- (4) 手形保証債務は、合同責任であるが、補充性を有しない。
- (5) 手形保証人は、被保証債務者が有する人的抗弁権を有しないというのが通説・判例である。

[問 22] 貸金等根保証契約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貸金等根保証契約は、個人を保証人とする根保証契約である。
- (2) 極度額には、主たる債務の元本のほか、その利息、損害金も含まれる。
- (3) 元本確定期日を定める場合は、締結日から5年以内の日をもって定めなければならない。
- (4) 元本確定期日を定めなかった場合、根保証契約締結日が平成26年7月7日であったときには、平成29年7月7日までに融資をした案件が保証対象となる。
- (5) 主たる債務者または保証人が死亡したときは、元本は確定する。

[問 23] 農(漁)業信用基金協会保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 信用基金協会は、農業者、中小漁業者の経営等に必要な資金の融資を円滑にするための信用補完機関である。
- (2) 信用基金協会は、定款、業務方法書などにしたがって、保証を行う。
- (3) 信用基金協会保証の性質は、通常の民法上の保証とは異なる特殊な保証とされる。
- (4) 判例は、信用基金協会が保証人の立場で代位弁済した場合、物上保証人に対しても代位弁済額の頭割り分しか抵当権に代位しないとしている。
- (5) 信用基金協会保証を受けた保証債務の事後管理については、業務方法書や保証契約書等に定められている。

[問 24] 保証債務の消滅について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 保証債務の免除は、債権者の一方的な免除の意思表示によっては成立しない。
- (2) 被保証債務である貸付金が、主債務者の弁済により完済されると、保証債務も当然に消滅する。
- (3) 被保証債務者である貸付先が死亡しても、保証債務は消滅しない。
- (4) 保証債務の免除契約の合意による免除により、保証債務は消滅する。
- (5) 保証免除は、実務的には保証書を返却したり、免除証書を交付したりする方法がとられる。

[問 25] 担保物権について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 譲渡担保権は、民法に規定されている担保物権である。
- (2) 約定担保物権とは、債権者と財産所有者との合意によって生じる担保物権のことをいう。
- (3) 法定担保物権とは、より強く保護すべきであると考えられる債権者に、法律の規定によって当然に与えられる担保物権のことをいう。
- (4) 留置権、先取特権は、法定担保物権であり、質権、抵当権は約定担保物権である。
- (5) 対抗要件とは、当事者間で効力が生じた権利ないし法律関係の得喪変更を第三者に対して対抗するための要件のことをいう。

[問 26] 担保物権の特性について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 不可分性とは、担保権者は被担保債権の全部の弁済を受けるまで、担保物件の全部について担保権を行うことができるという性質である。
- (2) 物上代位性とは、担保物の滅失、売却、賃貸等により、担保権設定者が取得する保険金、売却代金、賃貸料等の上に担保権の効力が及ぶことをいう。
- (3) 確定前の根抵当権は、随伴性を有する。
- (4) 普通抵当権は、附従性、随伴性、物上代位性、不可分性のすべての特性を有する。
- (5) 留置権、先取特権、質権、普通抵当権は、いずれも附従性を有する。

[問 27] 抵当目的物件について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 自動車を抵当権の目的とする場合、抵当権者がその自動車を占有しないと第三者対抗要件とはならない。
- (2) 立木登記がある立木や一定の明認方法が施された立木にも、林地に設定した抵当権の効力が及ぶ。
- (3) 工場抵当法3条により機械・器具等の目録を作って土地建物とともに抵当権を設定するのは、一般的に規模の大きい工場に利用される。
- (4) 更地は、一般的に建付地と比較して、担保評価が低くなる。
- (5) 土地登記上の地目が山林となっているが、耕作の目的で使用されている物件は、農地である。

[問 28] 農(漁)協の自組合貯金担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 自組合の定期貯金を担保として取得するには、貯金者から貯金担保差入証の差入を受ける。
- (2) 貯金債権を目的とする質権設定であり、法律上、貯金証書または貯金通帳の差入が要件となる。
- (3) 質権として、第三者対抗要件を満たすためには、貯金担保差入証に質入承諾文言を奥書し確定日付を付す必要がある。
- (4) 担保貯金の名義人が債務者と異なる場合、相殺によって回収するには貯金名義人を連帯保証人しておく必要がある。
- (5) 相殺の要件を満たしていれば、組合は、第三者による差押を受けても、相殺によって回収することができる。

[問 29] 譲渡担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 譲渡担保は、債権者が債務者に対して有する債権を担保するために、担保権設定者が有する物の所有権や権利を譲渡(移転)するものである。
- (2) 手形の譲渡担保は、国税の法定納期限の前の設定の場合に限り、国税に優先する。
- (3) 譲渡担保の目的物が動産の場合は、動産の現実の引渡しあるいは占有改定を行う。
- (4) 譲渡担保の目的物が指名債権の場合は、譲渡の第三者対抗要件は確定日付のある債権譲渡の通知あるいは承諾である。
- (5) 債務の不履行があると、譲渡担保権者は担保目的物から優先的に弁済を受けることができるが、被担保債権額と担保目的物の価格との差額は清算しなければならない。

[問 30] 不動産担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 主物である家屋に抵当権を設定すれば、別段の定めのない限り、従物である畳、建具にも当然抵当権の効力が及ぶ。
- (2) 宅地、建物、農地の賃借権は、その登記がなくても第三者に対抗できる場合がある。
- (3) 区分所有建物における専有部分に対する抵当権設定の効力は共用部分の持分に及ぶ。
- (4) 不動産の価格を求める際の、取引事例比較法は主に土地の評価に、原価法は主に建物の評価に利用される評価方法である。
- (5) 不動産の所有権移転の仮登記、滞納処分による差押、仮差押などの登記は、登記記録の乙区欄に記載される。

[問 31] 電子記録債権について、誤っているものはいくつあるか、(1)～(5)の中から1つ選びなさい。

- a. 電子記録債権は、指名債権や手形債権とも異なる金銭債権である。
 - b. 電子記録債権は、その発生または譲渡について、電子記録を要件とする金銭債権である。
 - c. 電子記録債権には、電子記録債権を保証するために保証記録によって発生する電子記録保証債権も含まれる。
 - d. 電子記録債権は、原因関係となった売掛債権とは別個の債権である。
 - e. 電子記録債権は、質権を設定することも譲渡担保とすることも可能である。
- (1) なし
 - (2) 1つ
 - (3) 2つ
 - (4) 3つ
 - (5) 4つ

[問 32] 普通抵当権と根抵当権の相違点・共通点について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 普通抵当権は特定の債権を担保し、根抵当権は一定の範囲の不特定の債権を担保する。
- (2) 国税徴収法において単に抵当権という場合の抵当権には、当然根抵当権が含まれる。
- (3) 被担保債権が消滅すれば、普通抵当権は消滅するが、元本確定前の根抵当権は消滅しない。
- (4) 債権譲渡、代位弁済により債権が移転すると、普通抵当権も元本確定前の根抵当権も債権の譲受人・代位弁済者に移転する。
- (5) 書面申請により土地や建物に抵当権を設定する場合の登録免許税は、普通抵当権のときは債権額、根抵当権のときは極度額それぞれの1,000分の4である。

[問 33] 根抵当権の被担保債権の範囲について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 民法は、根抵当権者と債務者との間の直接取引によって生ずる債権として、
①特定の継続的取引契約によって生ずる不特定の債権、②一定の種類取引によって生ずる不特定の債権を基準にあげている。
- (2) 民法は、根抵当権者と債務者との間の直接取引によらない債権として、①特定の原因によって債務者との間に継続的に生ずる不特定の債権、②手形債権、小切手債権を基準にあげている。
- (3) 「売買取引」は、経済事業取引によって発生する債権を担保させたいときの定め方である。
- (4) 「保証取引」は、根抵当権者が根抵当権の債務者の委託を受けて保証人となり、保証人として債権者に弁済した場合の求償債権・利息・損害金が担保される。
- (5) 「消費貸借取引」は、手形貸付、証書貸付をした場合の貸付元金・利息・損害金が担保される。

[問 34] 根抵当権の元本の確定について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 元本の確定後に融資された案件は、その根抵当権では担保されない。
- (2) 根抵当権設定者の死亡は元本確定事由である。
- (3) 元本の確定期日を定めた場合、根抵当権設定者は確定請求をすることはできない。
- (4) 確定期日を定めない場合、根抵当権者はいつでも元本確定請求をすることができる。
- (5) 数個の不動産を担保物件とする共同根抵当権の場合、1個の不動産についての元本の確定は、そのすべての不動産についての元本の確定を生ずる。

[問 35] 抵当権の順位の変更について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 順位の変更は、抵当権の優先関係を当事者間で絶対的に変更する手続である。
- (2) 順位の変更をするには、変更後の順位が変わらない中間順位者を含め当事者全員の合意が必要である。
- (3) 抵当権が数個の物件に共同担保として設定された根抵当権である場合、その一部物件についてのみ順位変更することはできない。
- (4) 順位の変更は、登記をしなければその効力を生じない。
- (5) 順位の変更をする抵当権に登記上利害関係者がいるときは、その者の承諾書を登記申請書に添付しなければならない。

[問 36] 根抵当権の変更について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 被担保債権の範囲、債務者、確定期日の変更は、いずれも元本の確定前においてのみ可能である。
- (2) 被担保債権の範囲の変更によって、変更前にその範囲に含まれていた債権でも、変更後その範囲から外れた債権は、その根抵当権で担保されなくなる。
- (3) 極度額の増額は、後順位担保権者などの利害関係人の承諾が必要である。
- (4) 確定期日の変更は、後順位者等の第三者の承諾を必要としない。
- (5) 債務者の変更は、債務者甲を乙に換えることは可能であるが、乙を追加して債務者を甲・乙とすることは不可能である。

[問 37] 根抵当権の譲渡について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 全部譲渡とは、根抵当権を被担保債権から切り離し、根抵当権全体を第三者に絶対的に移転させることである。
- (2) 分割譲渡とは、1個の根抵当権を極度額において2つの同順位の根抵当権に分割し、その1つの根抵当権を第三者に譲渡することである。
- (3) 一部譲渡とは、1個の根抵当権について、その根抵当権を一部譲渡し、譲渡人と譲受人が共有関係になることである。
- (4) 全部譲渡と分割譲渡は、譲渡人と譲受人との間で契約し、根抵当権設定者の承諾を効力要件として成立する。
- (5) 譲渡人と譲受人との間で単に一部譲渡しただけのとき、競売時における両者の取分は、競売配当金のそれぞれ2分の1である。

[問 38] 根抵当権の債務者死亡と相続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 被相続人である債務者が相続開始時点で負担していた債務は、当然に引続き担保される。
- (2) 相続開始後6か月以内に新たな債務者(以下「指定債務者」)を定めその登記をしないと、根抵当権は相続開始の時に元本が確定したものとみなされる。
- (3) 「指定債務者」は、債務者の相続人のうちから選定されなければならない。
- (4) 「指定債務者」を選定する合意の当事者となるのは、根抵当権設定者と根抵当権者である。
- (5) 合意が適法になされ法定期間内に登記された根抵当権は、「指定債務者」が当該合意の登記後に負担する債務のみを担保する。

[問 39] 債務者行方不明時の管理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 行方不明者の情報を早く入手し、調査にできるだけ早く着手しなければならない。
- (2) 行方不明の事実が農(漁)協において確認されれば、その時点で融資金について期限の利益を喪失させることができる。
- (3) 融資金繰上償還請求書を発送し、配達不能で返送されたときは、農(漁)協取引約定書の定めによれば、組合の意思表示が相手方に到達したものとみなされる。
- (4) 判例によると、「みなし送達」は、第三者との間において到達の効力を主張することができる。とされている。
- (5) 行方不明者を相手に融資金返還請求訴訟を起し、訴状等を公示送達により相手方に送達してもらった上で、欠席判決により債務名義を得て残された財産に対して強制執行手続を行うことができる。

[問 40] 債務者の死亡と借入債務の相続について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 債務は、当然に遺産分割の対象とすることができる。
- (2) 限定承認があると、担保権の行使は禁止される。
- (3) 相続人の全員が相続放棄の手続をとった時は、相続人不存在としての手続がとられ、相続財産は法人とされる。
- (4) 遺産分割協議において、遺産のすべてについての権利を放棄した相続人が、相続を放棄したと主張すると、民法に規定された相続放棄となる。
- (5) 相続財産が債務超過の場合、相続債権者が破産手続開始の申立をすることはできない。

[問 41] 法人取引先の変動について、正しいものはいくつあるか、(1)～(5)の中から1つ選びなさい。

- a. 法人取引先の代表者が変更となると、農(漁)協取引約定書を取りなおす必要がある。
- b. 法人取引先の代表者が変更となると、農(漁)協は旧代表者名による代理人届はとりなおさないと効力がなくなる。
- c. 法人取引先に商号の変更があると、農(漁)協は契約書等を取りなおす必要がある。
- d. 法人取引先の資本金等の減少、合併、会社分割が、農(漁)協を害するおそれがあるときは、会社債権者保護手続をとる必要がある。
- e. 法人取引先が解散し清算手続に入ると、取締役はその地位を失い、清算人がその地位に代わる。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ
- (5) 5つ

[問 42] 債権の消滅時効と時効中断について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債権の消滅時効は原則として10年であるが、商行為による債権については5年である。
- (2) 債権の消滅時効期間について、手形割引の場合、買戻請求権は5年、約束手形振出人に対する請求権は3年、手形裏書人に対する遡求権は1年である。
- (3) 証書貸付(時効期間5年の場合)の弁済期が平成5年8月10日であれば、平成10年8月9日の経過を以って消滅時効は完成する。
- (4) 時効中断の方法として民法が定めているものは、請求、差押・仮差押・仮処分、承認である。
- (5) 主債務者が時効を援用せず、時効の利益を放棄したとしても、保証人は主債務についての時効を援用して自らの保証債務の履行を拒否することができる。

[問 43] 代位弁済について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 物上保証人、担保物件の第三取得者、後順位担保権者は、いずれも法定代位権者である。
- (2) 法定代位権者が弁済すると、債権者の有していた主債務者に対する債権は、それに付随していた担保権と共に、債権者の意思にかかわらず弁済者に移転する。
- (3) 主債務者が第三者の弁済に反対した場合には弁済を受入れることができない。
- (4) 有効な第三者弁済がなされた場合、債権者の有していた主債務者に対する債権や担保権は、債権者の意思にかかわらず弁済した第三者に移転する。
- (5) 保証人2人、物上保証人1人の場合、保証人の1人が代位弁済すれば、その者は他の保証人と物上保証人に対し各3分の1ずつ代位できる。

[問 44] 代物弁済について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代物弁済を行うには債権者と弁済者との間で金銭以外のものを弁済として給付する旨の合意が成立し、現実にその物が引渡される必要がある。
- (2) 代物弁済により原債権は消滅し、それに付随する担保・保証等も消滅する。
- (3) 連帯保証人等の法定代位権者が代物弁済したときは、債権および担保権は弁済者に移転する。
- (4) 手形あるいは小切手をもって代物弁済された場合、その手形・小切手が後日不渡となっても、債権者は原則としてその手形・小切手による回収を図るほかない。
- (5) 動産または不動産を代物弁済とした場合、目的物件にかくれた瑕疵があり、債権者がこれを知らなくても、契約の解除または損害賠償の請求をすることはできない。

[問 45] 相殺の要件と手続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債権者と債務者との間で同種の債権債務が対立しているときに、当事者の一方から相手方に対する意思表示によって、その債権債務を対等額において消滅させることを、相殺という。
- (2) 債権者と債務者の双方の債務がともに弁済期にあることは、相殺の要件の1つである。
- (3) 自働債権である貸付金について弁済期未到来のときは、農(漁)協取引約定書の定めに従って期限の利益を失わせることが必要である。
- (4) 受働債権の定期貯金について弁済期が未到来のときは、弁済期が到来するのを待って相殺せざるを得ない。
- (5) 貯金通帳・証書等は、回収できなくても相殺の効力に影響はない。

[問 46] 相殺通知の相手方について、正しいものはいくつあるか、(1)～(5)の中から1つ選びなさい。

- a. 差押命令を受けた貯金との相殺の場合、差押債権者への相殺通知は無効である。
- b. 連帯保証人の貯金と相殺する場合、相殺通知は融資先債務者と連帯保証人のどちらかに行えばよい。
- c. 差押・転付命令を受けた貯金と相殺する場合、相殺通知は差押・転付債権者に対して行う。
- d. 貯金者が破産手続開始決定を受けたときは、相殺通知は破産管財人に対して行う。
- e. 貸付金の弁済期が経過していたときに債務者が死亡した場合、相続人に被相続人に対する債権と債務を相殺した旨の相殺通知を行う。

- (1) 5つ
- (2) 4つ
- (3) 3つ
- (4) 2つ
- (5) 1つ

[問 47] 債務引受について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債務引受とは、債務がその同一性を維持したまま旧債務者から新債務者に移転することをいう。
- (2) 重疊的債務引受は、債権者、旧債務者、引受人の三者契約でないと行うことができない。
- (3) 重疊的債務引受の場合、既存の債務に付帯する担保・保証は債務引受後もそのまま存続する。
- (4) 免責的債務引受契約を新旧債務者間だけでしても、債権者の同意がない限り債務引受の効力を生じない。
- (5) 免責的債務引受で第三者提供担保の場合、担保提供者の同意がない限り担保権は消滅する。

[問 48] 不動産抵当権の実行について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 不動産競売申立書の添付書類の1つとして、金銭消費貸借契約書など債権の存在を証明する債権証書の写しの提出が必要である。
- (2) 抵当権の実行手続を、農協の職員が農協の代理人となって行うことはできない。
- (3) 差押の効力は、執行裁判所より競売開始決定書が債務者に送付されたときに生ずる。
- (4) 競売対象不動産の売却基準価額の8割の価額が買受可能価額になる。
- (5) 申立債権者などは、執行裁判所から債権計算書提出の催告を受けたら、2週間以内に債権計算書を提出しなければならない。

[問 49] 債務名義と強制執行について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 融資先、連帯保証人等農協に対して債務を負担している者が、債務を支払わない場合において、債務者の資産に対して強制執行を行って債権を回収するためには、債務名義が必要である。
- (2) 仮執行宣言付判決、仮執行宣言付支払督促は、いずれも債務名義としては認められていない。
- (3) 和解調書、調停調書、破産債権者表は、いずれも確定判決と同一の効力がある。
- (4) 支払請求訴訟を提起して勝訴判決を求め、確定した終局判決が債務名義となる。
- (5) 支払督促に対し債務者が異議を申立てると、支払督促は効力を失い、訴訟手続に移行する。

[問 50] 各種の法的倒産手続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 会社更生手続が開始されると、担保権を有する債権者も更生担保権として届出のうえ、更生手続に従って弁済を受けるほか回収の道がなくなる。
- (2) 再生手続における住宅資金貸付債権の特則では、利息や遅延損害金を含めて債権カットができることになっている。
- (3) 再生手続における給与所得者等再生の特例では、債務者の手取り収入から本人及び扶養を受ける者の最低限の生活費を控除した額の2年分を再生計画において弁済に充てるという要件を満たす場合に、債権者の決議なしに、裁判所が再生計画を認可する。
- (4) 破産は、債務者が再建の途がない場合に、債務者の資産を換価して各債権者に公平に分配するための手続である。
- (5) 破産手続においては、担保権付債権は別除権として、破産手続外で担保権実行により優先回収することができる。

「試験問題解説編」



平成27年2月7日実施

〈第36回〉

目 次

融 資 審 査

問 1	融資実務の基本事項	24
問 2	貸出稟議書の作成	25
問 3	貸出形式別の利息	25
問 4	貸出事後管理	26
問 5	JA 統一ローン	27
問 6	生活資金の融資	28
問 7	事業資金融資審査	29
問 8	運転資金・設備資金	30

取 引 の 相 手 方

問 9	融資の相手方	31
問10	代理人との取引	32

融 資 取 引 の 約 定 書

問11	農（漁）協取引約定書	32
問12	農（漁）協取引約定書の内容	33
問13	契約書徴求上の留意事項	34

各 種 貸 出 取 引

問14	手形貸付	35
問15	証書貸付	36
問16	手形割引	36
問17	当座勘定取引	37

保 証

問18	特定債務保証	38
問19	連帯保証	39
問20	保証契約の締結	39
問21	手形保証	40
問22	貸金等根保証契約	40
問23	農（漁）業信用基金協会保証	41
問24	保証債務の消滅	42

担 保		
問25	担保物件	43
問26	担保物件の特性	43
問27	抵当目的物件	44
問28	自組合貯金担保	45
問29	譲渡担保	46
問30	不動産担保	47
問31	電子記録債権	47
抵 当 権 ・ 根 抵 当 権		
問32	普通抵当権と根抵当権	48
問33	根抵当権の被担保債権の範囲	49
問34	根抵当権の元本の確定	50
問35	根抵当権の順位の変更	51
問36	根抵当権の変更	51
問37	根抵当権の譲渡	52
問38	根抵当権の債務者死亡と相続	53
貸 出 金 の 管 理		
問39	債務者行方不明時の管理	54
問40	債務者の死亡と借入債務の相続	55
問41	法人取引先の変動	55
問42	債権の消滅時効と時効中断	56
貸 出 金 の 回 収		
問43	代位弁済	57
問44	代物弁済	58
問45	相殺の要件と手続	59
問46	相殺通知の相手方	59
問47	債務引受	60
問48	不動産抵当の実行	61
問49	債務名義と強制執行	62
問50	各種法的倒産手続き	63

正解と解説

融資実務

● 融資審査

融資実務の基本事項

問 1 融資実務の基本事項について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 融資の基本原則は、安全性・収益性・流動性・成長性・公共性の5原則である。
- (2) 信用調査のポイントは、融資先のキャラクター、キャパシティー、キャピタルの3つである。
- (3) 融資審査とは、よく調べ、よく検討し、正しく判断して、採否を決定することである。
- (4) 貸付契約が有効に成立するためには、相手方に、権利能力・行為能力が備わっていないといけない。
- (5) 融資先に十分な返済能力があれば、返済意思の確認は重要ではない。

正解率 99%

正解 (5)

↳ 解説

- ① 融資審査にあたっては、融資の基本原則である、安全性・収益性・流動性・

成長性・公共性の5原則に照らして、取りあげるか取りあげないかを判断しなければならない。したがって、(1)は正しい。

- ② 信用調査のポイントは、三つの「C」といわれる、融資先のキャラクター（性格）＝「人物」属性調査、キャパシティー（能力）＝「収入」所得調査・営業調査、キャピタル（資本）＝「財産」財産調査の3つである。したがって、(2)は正しい。
- ③ 融資審査とは、よく調べ、よく検討し、正しく判断して、採決を決定することである。したがって、(3)は正しい。
- ④ 融資は相手方と契約を締結することから進められる業務であるが、貸付契約が有効に成立するためには、契約の相手方に権利能力・行為能力が備わっていないといけない。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 融資にあたって、融資先に返済する意思があるかないかを確認することは貸付債権の保全上極めて重要である。しかし、返済する意思があっても、返済できる経済力がなければ貸出金の回収はおぼつかない。つまり、返済意思

と返済能力の両面の確認が重要である。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

貸出稟議書の作成

問 2 貸出稟議書の作成について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貸出稟議書の機能は、意思決定機能、記録機能、融資実行上の指示機能である。
- (2) 貸出稟議書は、融資担当者から稟議書の回付を受けた二次審査者が、稟議書を通じて共同検討するという過程を経て、金融機関としての意思を作り上げていく役割を果たすものである。
- (3) 貸出稟議書の絶対的記載事項は、①貸出先名、②貸出先特徴、③貸出金額、④貸出期限、⑤返済方法、⑥返済能力、⑦保全措置の7項目である。
- (4) 季節資金融資のように、前年または前回融資した資金と同種の貸付を再び取上げる稟議を復活稟議という。
- (5) 貸出金額で、一度にまたは何回かに分けて融資した累計額が決裁金額に達した以降は新貸ができないものを限度金額という。

正解率 43%

正解 (3)

解説

- ① 貸出稟議書の機能は、意思決定機能、記録機能、融資実行上の指示機能である。したがって、(1)は正しい。
- ② 貸出稟議書は、融資担当者から稟議書の回付を受けた二次審査者が、融資先の実態や将来性はどうか、資金用途の妥当性、返済能力の十分性、債権保

全などを、稟議書を通じて共同検討するという過程を経て、担当者や決裁者の個人的な意思でなく、金融機関としての意思を作り上げていく役割を果たすものである。したがって、(2)は正しい。

- ③ 貸出稟議書の絶対的記載事項（融資条件）とは、貸出先名、資金用途、貸出金額、貸出形式、貸出期限、返済方法、貸出利率、保証・担保（保全措置）をいい、貸出先特徴、返済能力などの説明は、任意的記載事項である。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ④ 融資稟議には、新規稟議、継続稟議、そして季節資金融資のように、前年または前回融資した資金と同種の貸付を再び取上げる復活稟議がある。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 貸出金額は、一度にまたは何回かに分けて融資した累計額が決裁金額に達した以降には新貸ができない限度金額なのか、それともこの決裁金額の範囲内ならば何回でも新貸ができる極度金額なのか決めなければならない。したがって、(5)は正しい。

貸出形式別の利息

問 3 貸出形式別の利息計算方法や支払時期について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 証書貸付（元金均等償還方式）の当初貸付の場合
貸付金×貸付日から利息支払期日までの日数（両端入れ）×貸付利率÷365＝利息額
- (2) 証書貸付（アドオン方式）の場合
所要資金×アドオン年利率×融資月間（月数）

÷ 12 = 利息額

- (3) 手形貸付の手形書替（旧手形の満期日に書替）の場合

手形金額×書替日から手形の満期日までの日数（両端入れ）×貸付利率÷ 365 = 利息額（一般的に手形書替日に前取りにより処理）

- (4) 手形割引の場合

1 通ごとの手形額面金額×割引日から手形の満期日までの日数（両端入れ）×割引料率÷ 365 = 割引料（一般的に割引実行日に前取りにより処理）

- (5) 当座貸越の場合

毎日の貸越最終残高の利息計算期間内の積数合計×貸越利率÷ 365 = 貸越利息（一般的に JA 等の所定の決算時に貯金残高からの引落し、または貸越残高への組入れにより処理）

正解率 42%

正解 (3)



解説

- ① 証書貸付（元金均等償還方式）の当初貸付の場合は、「貸付金×貸付日から支払期日までの日数（両端入れ）×貸付利率÷ 365 = 利息額」により算出する。したがって、(1)は正しい。
- ② 証書貸付（アドオン方式）の場合は、「所要資金×アドオン年利率×融資月間（月数）÷ 12 = 利息額」により算出する。したがって、(2)は正しい。
- ③ 手形貸付の手形書替（旧手形満期日に書替）の場合は、「手形金額×書替日の翌日から手形の満期日までの日数（片落し）×貸付利率÷ 365 = 利息額」により算出し、一般的に手形書替日に前取りにより処理する。したがって、(3)

は誤りであり、これが本問の正解である。

- ④ 手形割引の場合は、「1 通ごとの手形額面金額×割引日から手形の満期日までの日数（両端入れ）×割引料率÷ 365 = 割引料」により算出し、一般的に割引実行日に前取りにより処理する。したがって、(4)は正しい。

- ⑤ 当座貸越の場合は、「毎日の貸越最終残高の利息計算期間内の積数合計×貸越利率÷ 365 = 貸越利息」により算出し、一般的に JA 等の所定の決算時に貯金残高からの引落し、または貸越残高への組入れにより処理する。したがって、(5)は正しい。

貸出事後管理

問 4 貸出の事後管理について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 債権確保上の必須条件は、完備のうえ融資実行することが原則である。
- (2) 融資関係書類が処理中の場合であっても、担当者の机の引出しにはしまわず、ホルダー等に入れてキャビネットに格納し紛失しないような配慮が必要である。
- (3) 融資決裁の条件のとおり融資実行が行われた後は、資金使途の確認のためのトレースまで行う必要はない。
- (4) 生活資金融資の事後管理のポイントは、融資後に借入者の①勤務先の経営状態、②本人の勤務状態、③本人および家族の健康状態に変化はないかどうかを調べて、収入の安定、家庭生活の安定状況を確認することである。
- (5) 事業資金融資の設備資金は、償却前余剰（利益+償却費）が返済資源になる。

正解率 95%

正解 (3)

↳ 解説

- ① 決裁を受けた融資案件を実行するにあたっては、融資先より差入れを受けた貸付、保証、担保権設定に関する契約書類への記載事項と稟議書の決裁条件を照合し、決裁条件を具備しているかを確認したうえで受領し、融資実行手続をとって資金を交付しなければならない。つまり、債権確保上の必須条件は、完備のうえ融資実行することが原則である。したがって、(1)は正しい。
- ② 融資にあたって差入れを受けた約定書や確認資料は、順序よく整理したうえで、借用証書類目録を添付して、借用証書ファイルに綴込み、照合検印を受けたうえで、金庫室に保管しておかなければならないが、融資関係書類が処理中の場合であっても、担当者の机の引出しにはしまわず、ホルダーに入れてキャビネットに格納し紛失しないような配慮が必要である。したがって、(2)は正しい。
- ③ 稟議書で、融資の直接の用途、資金需要の背景、返済財源等を把握し融資方法や返済条件を決めて融資を実行しているので、融資実行後に、融資が稟議書の決裁条件の資金用途どおりに確実に使用されたかどうかを確認することは重要である。したがって(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ④ 生活資金融資の事後管理のポイントは、融資後に、借入者の a. 勤務先の経営状態、b. 本人の勤務状態、c. 本人お

よび家族の健康状態に変化はないかどうかを調べて、収入の安定、家庭生活の安定状況を確認することである。したがって、(4)は正しい。

- ⑤ 事業融資の設備資金の償還は、販売代金から事業費の支払をすませたあとに手元に残った資金すなわち「償還前余剰（利益+償却費）」が返済資源になる。したがって、(5)は正しい。

J A 統 一 ロ ー ン

問 5 JA 統一ローンについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 事前調査段階では、給与所得者の場合、申込者の本人確認や在籍確認を行う必要はない。
- (2) ローンの借入申込書の内容が、借入相談段階で作成した相談シートの内容と一致していることを確認する。
- (3) 「JA フリーローン」のチェックシートによる審査では、「要項の充足状況」16項目について適否を判定し、すべてが「適」である場合だけが「保証付貸出」の対象となる。
- (4) 借入比率・返済比率の算出にあたっては、借入者が自営業者の場合、「前年税引前所得」を使うが、公的証明書で確認することを原則としている。
- (5) 本人の借入意思を確認する際に、配偶者がいる場合は、原則として、本件借入について配偶者も承知しているかどうか確認する。

正解率 83%

正解 (1)

↳ 解説

- ① 事前調査段階では、申込者が本人で

あるかどうかを確認することは重要であり、顔写真入りの公的書類で確認する（顔写真がない場合は複数の書類で確認する）。また、給与所得者の場合は電話等による在籍確認も重要である。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。

- ② ローン借入申込書は、貸付稟議書と債務保証委託申込書とを兼ねた様式になっており、ローン借入申込書の内容が、借入相談段階で作成した相談シートの内容と一致していることを確認することに留意しなければならない。したがって、(2)は正しい。
- ③ 「JA フリーローン」のチェックシートによる審査では、「要項の充足状況」16項目について適否を判定し、すべてが「適」である場合だけが「保証付貸出」の対象となる。したがって、(3)は正しい。
- ④ 借入比率・返済比率の算出にあたり、借入者が自営業者の場合、「前年税引前所得」を使うが、公的証明書（納税証明書か確定申告書の受付印のあるもの）で確認することを原則とし、農業者はJA発行の所得証明書でも可としている。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 生活資金は世帯全体（配偶者の家計のやり繰りで）で返済するものもあるから、本人の借入意思を確認する際に、配偶者がいる場合は、本件借入について配偶者が承知しているかどうかを確認する。したがって、(5)は正しい。

生活資金の融資

問 6 生活資金の融資について、正しいもの

はいくつあるか、(1)～(5)の中から1つ選びなさい。

- a. 生活資金には一般的に“生産性”がないので、その返済は生活費を圧迫する性質がある。
- b. 生活資金融資は、貸出金とは関係のない借主の別途の収入（勤労者では給与収入、自営業者では事業所得）が返済財源である。
- c. 審査のポイントは、“収入の安定性”と“返済意思の有無”をみきわめることである。
- d. 一般生活資金の借入需要は、総合口座やカードローン契約で応需するのが、一般的な扱いである。
- e. 一般的に、消費者ローンにおける返済比率は、25%以内が基準となっている。

- (1) 5つ
(2) 4つ
(3) 3つ
(4) 2つ
(5) 1つ

正解率 12%

正解 (1)

解説

- ① 生活資金には、“生産性”がないので、その返済は生活費を圧迫する性質がある。よって、生活資金融資では生活費を圧迫せずに無理なく返済することができる貸付額かまたは貸付期間等の返済条件かを検討することが大切である。したがって、aは正しい。
- ② 生活資金融資は、貸出金と関係のない借主の別途の収入（勤労者では給与収入、自営業者では事業所得）が返済財源であり、しかも消費を節約することによって返済財源を生みださなければ

ばならない。したがって、bは正しい。

③ 生活融資の審査のポイントは、返済財源である給与収入や事業所得が将来も継続して確保できるかどうか“収入の安定性”と、消費を節約してでも返済するとの堅い意思があるかどうか“返済意思の有無”を見きわめることである。したがって、cは正しい。

④ 一般生活資金の借入需要は、借りて生活資金を支払い、毎月の給料や半年ごとに支給される賞与または毎日の売上や数か月後に入金する農産物の販売代金で返済するといった形で、おおよそ6か月以内の短期間に借入・返済が反復繰返しで発生するので、総合口座やカードローン契約で応需するのが、一般的な扱いである。したがって、dは正しい。

⑤ 一般的に、消費者ローンでは、便法として返済財源のもとである「給与収入や事業所得」を公的証明で確認し、それに対する借入金と返済金の割合でローンの返済ができるかどうかを判断する方法が採用されており、返済比率は25%以内、借入比率は50%以内が基準となっている。したがって、eは正しい。

以上により、5つすべての項目が正しく、本問の正解は(1)である。

事業資金融資審査

問 7 事業資金融資の審査について、誤っているものを1つ選びなさい。

(1) 「ヒト」は事業主・経営者・従業員を指し、その観察は融資審査にあたっての最も重要

な判断ポイントである。

(2) 「モノ」の面から企業の実態を把握するには、販売・回収条件と仕入・支払条件を常に聞き取り、業界の動きによりその変化を先取りすることが必要である。

(3) 一般的に、金融バランスが「マイナス」の場合は、自己資金が不足して、その不足分を短期借入金等の短期資金で調達しており、財務の不安定さを示しているといえる。

(4) 静態的な運転資金が「マイナス」ならば、資金不足で運転資金の借入を必要とする。

(5) 事業主借とは、事業資金として事業主から受け入れた金額などの事業外の収入や事業用預貯金の利息、家事用の預貯金から支払った事業上の経費等をいう。

正解率 58%

正解 (4)



解説

① 企業内容の実態把握を見るうえで、「事業は人なり」といわれるように、経営資源の重要な要素である「ヒト」は事業主・経営者・従業員を指し、その観察は融資にあたっての最も重要な判断ポイントである。したがって、(1)は正しい。

② 「モノ」の面から企業実態を把握するには、販売・回収条件と仕入・支払条件を常に聞き取り、業界の動きによりその変化を先取りすることが必要である。それは、取引条件の差、回収と支払のサイト差が運転資金需要になるとともに、需給の繁閑と競争力が取引条件に現れてくるからである。したがって、(2)は正しい。

③ 一般的に金融バランスが「マイナス」

の場合は、自己資金が不足して、その不足分を短期借入金等の短期資金で調達しており、財務の不安定さを示し、好ましくない財務構造になっている。この現象は、設備投資が過大、自己資金が過少、借入金ならびに約定返済額が過大、収益力が脆弱という欠陥を持っている企業に現れる。したがって、(3)は正しい。

- ④ 静態的な運転資金は、 $\text{運転資金} = (\text{売掛債権} + \text{棚卸資産} + \text{前払金}) - (\text{買掛債務} + \text{未払金} + \text{前受金})$ として算出され、「プラス」ならば資金不足で運転資金の借入を必要とし、逆に「マイナス」ならば資金に余裕があって運転資金の借入は不要である。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ⑤ 貸借対照表における「事業主借」とは、事業資金として事業主から受け入れた金額などの事業外の収入や事業用預貯金の利息、家事用の預貯金から支払った事業上の経費等をいう。したがって、(5)は正しい。

運転資金・設備資金

問 8 運転資金・設備資金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 所要運転資金は、決算書からは、 $(\text{売掛債権} + \text{棚卸資産} + \text{前払金}) - (\text{買掛債務} + \text{未払金} + \text{前受金})$ として算出される。
- (2) 支払条件の短縮、回収条件の長期化は、いずれも増加運転資金需要を生じる。
- (3) 返済財源の入金が不確実なものは、つなぎ資金融資の対象にすべきでない。
- (4) 業績向上のための設備投資であるならば、

増加運転資金需要の対応について予め検討を必要としない。

- (5) 自営業者への設備資金対応時の収支計画の検討の際、自営業者の必要事業収入は、 $(\text{必要生活費} + \text{約定返済金の総額}) \div \text{所得率}$ により求めることができる。

正解率 85%

正解 (4)



解説

- ① 所要運転資金は、決算書の貸借対照表から、 $(\text{売掛債権} + \text{棚卸資産} + \text{前払金}) - (\text{買掛債務} + \text{未払金} + \text{前受金})$ として算出される。したがって、(1)は正しい。
- ② 支払条件の短縮は、現金買の増加、掛買の減少、手形払割合の減少、買掛期間や支払手形サイトの短縮であり、また回収条件の長期化は、現金売の減少、掛売の増加、手形回収割合の増加、売掛期間や受取手形のサイトの長期化であり、いずれも増加運転資金需要を生じる。したがって、(2)は正しい。
- ③ つなぎ資金は、政府系金融機関の長期借入金のつなぎ、不動産販売代金のつなぎなど種々あるが、将来の確定している入金を返済財源として、それが入金するまでの一時的な資金不足を補うための資金であり、返済財源の入金が不確実なものは、つなぎ資金融資の対象にすべきでない。したがって、(3)は正しい。
- ④ 業績向上のための設備資金については、必ず増加運転資金需要が発生するので、資金調達方法を予め検討する必要がある。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。

- ⑤ 自営業者への設備資金対応時の収支計画の検討の際、自営業者の必要事業収入は、(必要生活費+約定返済金の総額)÷所得率=必要事業収入により求められ、この算式を活用して、自営業者に必要な損益分岐点も求めることができる。したがって、(5)は正しい。

● 取引の相手方

融資の相手方

問 9 融資の相手方について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 婚姻した未成年者が行った資金の借入は、未成年者の側から取り消すことができる。
- (2) 成年被後見人が日用品の購入等日常生活に関する行為以外の行為を行った場合、本人または成年後見人はこれを取り消すことができる。
- (3) 補助人が被補助人を代理して、被補助人の居住用の建物・敷地に抵当権を設定する場合、家庭裁判所の許可を必要としない。
- (4) 株式会社で、特に代表取締役が定められていなければ、代表取締役が選定されるまで融資取引ができない。
- (5) 取締役会がある株式会社で、会社が取締役の債務を保証する場合は、株主総会の承認が必要である。

正解率 61%

正解 (2)

↳ 解説

- ① 年齢 20 歳に達しない者は未成年者とされ (民法 4 条)、法定代理人の同意を得ずに行った法律行為は未成年者または法定代理人が取り消すことができる (同法 5 条) が、婚姻した未成年は成年に達したものとみなされ (同法 753 条)、もはや取り消すことはできない。したがって、(1)は誤りである。
- ② 成年被後見人は、日用品の購入等日常生活に関する行為は単独でできるが、それ以外の行為は法定代理人である成年後見人の代理によらなければならない。日用品の購入等日常生活に関する行為以外の行為につき、成年後見人の同意を得て行った場合でも、本人または成年後見人はこれを取り消すことができる。したがって、(2)は正しく、これが本問の正解である。
- ③ 補助人が被補助人を代理して、被補助人の居住用の建物・敷地に抵当権を設定する場合、家庭裁判所の許可が必要である (民法 876 条の 10 第 1 項)。したがって、(3)は誤りである。
- ④ 株式会社で、特に代表取締役が定められていなければ、各取締役が会社を代表する (会社法 349 条 1 項, 2 項) ので、いずれかの取締役と取引すればよい。したがって、(4)は誤りである。なお、取締役会を設置している株式会社は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。
- ⑤ 株式会社が取締役の債務を保証する場合は、利益が相反する取引として当該取締役は株主総会の承認を得る必要がある (会社法 356 条 1 項 2 号, 3 号)。しかし、取締役会の設置がある株式会社の場合、株主総会ではなく取締役会

の承認を受ける必要がある（会社法365条）。したがって、(5)は誤りである。

代理人との取引

問 10 代理人との取引について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 任意代理の場合、たとえやむをえない事由があったとしても、復代理人の選任を行うことはできない。
- (2) 無権代理人が行った契約を本人が追認すれば、原則として契約の時に遡って効力が生じる。
- (3) 代理人が、本人のためにすることを示さないでした意思表示といえども、本人に対して効力が生じる。
- (4) 代理権がない支店長が行った行為であるならば、その営業主が責任を負うことはない。
- (5) 本人が決定した意思を、本人に命ぜられて相手方に伝達する役割を果たす者は、代理人である。

正解率 71%

正解 (2)



解説

- ① 民法104条は、復代理人の選任について、任意代理の場合は本人の許諾を得たとき、またはやむをえない事由（本人の行方不明など）がある場合以外は、復代理人を選任することができないとしている。したがって、(1)は誤りである。
- ② 民法は本人の追認という制度を設け、無権代理人が行った契約を本人が追認

すれば、その行為は有効な代理行為となり（民法113条1項）、この契約は、原則として契約の時に遡って効力を生ずるものとしている。したがって、(2)は正しく、これが本問の正解である。

- ③ 民法は「代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、自己のためにしたものとみなす」（民法100条本文）と規定して、本人の名を明らかにしないで行った代理行為は、代理人自身の行為とみなして本人には及ばないとしている。したがって、(3)は誤りである。
- ④ 本店営業部長、支店長といったような本店または支店の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、たとえ行った行為について代理権がなくても、支配人と同一の権限を有するものとみなされ、営業主は責任を負わなければならない（商法24条、会社法13条）。したがって、(4)は誤りである。
- ⑤ 本人が決定した意思を本人に命ぜられて相手方に伝達する役割を果たす者は使者である。本人に代わって意思決定をする代理人とは本質的に別のものである。したがって、(5)は誤りである。

融資取引の約定書

農（漁）協取引約定書

問 11 農（漁）協取引約定書について、誤っているものを1つ選びなさい。

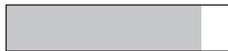
- (1) 農（漁）協取引約定書は、現在、双方契

約方式をとっている。

- (2) 農（漁）協取引約定書の締結は、具体的な債権債務の成立要件ではない。
- (3) 農（漁）協取引約定書は、農（漁）協と取引先間での与信取引に共通する基本的な契約事項を取決めている。
- (4) 農（漁）協取引約定書は、当事者間の合意によって成立するもので、万一訴訟になってもその有力な証拠となるものではない。
- (5) 農（漁）協取引約定書は、契約内容を明確にして当事者間のトラブルを未然に防止できる機能がある。

正解率 86%

正解 (4)



解説

- ① 農（漁）協取引約定書は、従来の差入方式を改め、現在、双方契約方式をとっている。したがって、(1)は正しい。
- ② 農（漁）協取引約定書は、農（漁）協と取引先との与信取引に共通する基本的な契約事項を取決めている。その後に行われる手形貸付や手形割引、証書貸付などの個々の与信取引に、いちいち共通する事項を契約しなくても、すべてこの約定書の各条項が個々の与信取引に適用される。したがって、このような性格から取引先との間で農（漁）協取引約定書を締結しただけでは、農（漁）協と取引先との間に具体的な債権債務関係が成立するというものではない。したがって、(2)、(3)は正しい。
- ③ 農（漁）協取引約定書は、当事者間の合意によって成立するもので、契約書として、万一訴訟になったときの有力な証拠となる。文書に記載されてい

る内容は証明力が高く、これに署名押印した当事者は、その内容が正当なものである限り、これを否定することはできないものである。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。

- ④ 農（漁）協取引約定書は、契約内容を明確にして当事者間のトラブルを未然に防止できる機能がある。そうでないと、当初は当事者間の約束が決まっていたものが、次第に不明確になっていき、ついに紛争の種となることがある。したがって、(5)は正しい。

農（漁）協取引約定書の内容

問 12 農（漁）協取引約定書に定められている内容について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、購買未収、販売仮渡、保証委託、その他組合に対して債務を負担することになるいっさいの取引に関して約定が適用される。
- (2) 取引先は、貸借対照表、損益計算書等の財務書類の写しを定期的に組合に提出する義務がある。
- (3) 暴力団排除条項は、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、取引関係を解消する根拠になる。
- (4) 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、組合は取引先に利息や保証料などの変更をすることについて協議を求めることができる。
- (5) 担保の処分方法等について、組合は法定の担保権実行以外の方法で担保から回収することはできない。

正解率 64%

正解 (5)

↳ 解説

- ① 農（漁）協取引約定書は、手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、購買未収、販売仮渡、保証委託、その他組合に対して債務を負担することになるいっさいの取引に関して約定が適用される（1条1項）。したがって、(1)は正しい。
- ② 取引先は、貸借対照表、損益計算書等の財務書類の写しを定期的に組合に提出する義務がある（14条1項）。したがって、(2)は正しい。
- ③ 暴力団排除条項は、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、取引関係を解消する根拠になる（18条）。したがって、(3)は正しい。
- ④ 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、組合は取引先に利息、割引料、保証料、手数料などについて、これらを一般的に合理的と認められる程度のものに変更することについて協議を求めることができる（3条1項）。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 担保の処分方法等について、組合は法定の担保権実行はもちろん、一般に適当と認められる法定以外の方法でも担保の取立、処分ができることを定めている（第4条2項）。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

契約書徴求上の留意事項

問 13 約定書・契約書徴求上の留意事項に

ついて、正しいものはいくつあるか、(1)～(5)の中から1つ選びなさい。

- a. 契約書の締結は、原則として、組合職員の面前で本人の署名および押印を受ける。
- b. 契約の締結にあたっては、相手方の知識・経験等に応じて、契約内容について理解できるよう適切・十分に説明を行うことが必要である。
- c. 訂正印は、原則として、その契約書の作成者全員が押印しなければならない。
- d. 捨印は、後日訂正する場合を予想して、契約書の欄外に必ず押印してもらう。
- e. 契約書が2枚以上にわたる場合の契印は、契約書の作成者のいずれか1名が、割印を押印すればよい。

- (1) 5つ
- (2) 4つ
- (3) 3つ
- (4) 2つ
- (5) 1つ

正解率 68%

正解 (3)

↳ 解説

- ① 契約書の締結は、身体の障がいにより自署できない人である場合は別として、原則として、組合職員の面前で本人の署名および押印を受ける。したがって、aは正しい。
- ② 契約の締結にあたっては、相手方の知識・経験等に応じて、契約内容について理解し納得できるよう適切・十分に説明を行うことが必要である。したがって、bは正しい。
- ③ 訂正印は契約当事者がお互いに納得して契約書類を訂正したという意味を

もつ。よって、訂正印は、原則として、その契約書の作成者全員が押印しなければならない。したがって、cは正しい。

- ④ 捨印とは、後日訂正する場合を予想して、念のために、あらかじめ欄外に押印することをいうが、契約内容を勝手に変更したとして訴訟にまで発展した例もあり、みだりに利用してはならない。JA 統一事務手続では、捨印は原則使用禁止としている。したがって、dは誤りである。

- ⑤ 契印とは、契約書が2枚以上にわたる場合、署名押印の効果が文書全体に及ぶことを明らかにするために、契約書の各綴じ目に割印をすることであり、契約書の作成者の全員が押印しなければならない。したがって、eは誤りである。

以上により、3つの項目が正しく、本問の正解は(3)である。

● 各種貸出取引

手 形 貸 付

問 14 手形貸付について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関は、金銭消費貸借契約に基づく債権と手形上の債権の両方をもつが、まず手形上の債権を優先して行使しなければならない。
- (2) 手形債権が時効によって消滅すると、金銭消費貸借上の債権も当然に消滅する。
- (3) 金融機関が、金銭消費貸借上の債権を自

働債権として相殺する場合には、必ず同時に手形を貸付先に返還しなければならない。

- (4) 手形貸付の約束手形をもって、手形訴訟を利用することはできない。
- (5) 判例によると、手形書替の法的性質は、原則として延期手形の差入であり、旧手形を返却すれば、旧手形の債務は消滅するとしている。

正解率 51%

正解 (5)



↳ 解 説

- ① 手形貸付の場合、金融機関は、金銭消費貸借契約に基づく債権と手形上の債権の両方をもつが、そのどちらを行使してもよい（農協取引約定書2条）。したがって、(1)は誤りである。
- ② 金銭消費貸借上の債権が時効によって消滅すれば、手形債権も原因関係が失われることになるので、手形債権を行使しても貸付先はその事実を人的抗弁として主張し、手形の支払を拒むことができることになる。しかし、これとは反対に、手形債権が時効によって消滅しても、金銭消費貸借上の債権は当然には消滅しない。したがって、(2)は誤りである。
- ③ 金融機関が、金銭消費貸借上の債権を自働債権として相殺する場合には、原則として、同時に手形を貸付先に返還しなければならないが、債権回収上で不都合を生じるおそれもあるので、農（漁）協取引約定書により、貸付先は手形返還の同時履行を請求しない旨を特約している。したがって、(3)は誤りである。

- ④ 手形貸付は民法上の金銭消費貸借債権と手形債権を取得できるので、手形訴訟を利用して簡易迅速に債務名義を取得することができる。したがって、(4)は誤りである。
- ⑤ 判例によると、手形書替の法的性質は、原則として延期手形の差入であり、旧手形を返却すれば、旧手形の債務は消滅するとしている。したがって、(5)は正しく、これが本問の正解である。

証 書 貸 付

問 15 証書貸付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 証書貸付は、金銭消費貸借契約であるから、当事者の意思表示の合致と金銭の授受(貯金口座への入金など)がないと成立しない。
- (2) 借用証書をそのまま公正証書とすれば、債務不履行のときは直ちに強制執行を行うことができる。
- (3) 借用証書の印紙貼付は、借主の代理人・使用人が署名でもって消しても有効である。
- (4) 連帯債務の場合、債権者はいずれの債務者に対しても債権全額の弁済請求ができる。
- (5) 利率の引上げ、弁済期の短縮は、保証人の承諾を受けないと、その変更後を保証人に主張できない。

正解率 54%

正解 (2)

解説

- ① 証書貸付は、金銭消費貸借契約であるから、当事者の意思表示の合致と金銭の授受がないと成立しないので、金

銭の借入についての意思表示があったことを証するために、借主みずから借用証書の債務者欄に住所・氏名を記入して押印する。したがって、(1)は正しい。

- ② 借用証書を公正証書にすることにより証書が真正に成立したものと推定されるが、契約条項中にいわゆる強制執行認諾文言を付さない限り、債務名義として直ちに強制執行することはできない(民事執行法22条、26条)。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ③ 借用証書の印紙貼付は、借主の代理人・使用人が署名でもって消しても有効とされる(印紙税法8条、同施行令5条)。したがって、(3)は正しい。
- ④ 連帯債務の場合、債権者はいずれの債務者に対しても債権全額の弁済請求ができる(民法432条)。実務上では、金銭消費貸借契約証書の作成にあたり、証書中に連帯債務者であることの表示を行うなどしている。したがって(4)は正しい。
- ⑤ 利率の引上げ、弁済期の短縮などは、保証人に加重となる事項であるから、必ず保証人の承諾を受けないと、変更後の貸出条件を保証人に主張できない。したがって、(5)は正しい。

手 形 割 引

問 16 手形割引について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形割引の法的性質は、手形の売買であると解されている。
- (2) 手形の人的抗弁とは、手形上の債務者が

特定の手形所持人に対してだけ対抗できる抗弁である。

- (3) 手形の信用照会により得た回答は、金融機関の内部限りに留めるもので、外部に漏らしてはならない。
- (4) 持込手形に不備な個所があれば、金融機関で補完する義務がある。
- (5) 割引手形が不渡りの場合、割引依頼人は、金融機関に対して、手形買戻義務と手形法に基づく義務を負う。

正解率 82%

正解 (4)



↳ 解説

- ① 手形割引の法的性質は、手形の売買であると解されている。現在、農（漁）協取引約定書および各銀行の銀行取引約定書なども、手形の売買であることを前提に構成されている。したがって、(1)は正しい。
- ② 手形上の債務者が自己の債務の支払を拒絶できる抗弁を一般に物的抗弁と人的抗弁に分けている。そのうち人的抗弁とは、手形上の債務者が特定の手形所持人に対してだけ対抗できる抗弁をいう。したがって、(1)は正しい。
- ③ 手形の信用照会の回答は、金融機関の内部限りに留めるもので、外部に漏らしてはならないとされ、また、取引先の情報に関するある程度の信用調査の交換は金融取引の円滑化に役立つところから、金融機関相互間の慣行として守秘義務違反の問題を生じないとされてきた。したがって、(3)は正しい。
- ④ 手形は、要式証券であるから法定の形式を具備しないと無効になる。持込

み手形の手形要件、裏書の連続など、手形の形式を十分に点検し、不備な個所があれば、依頼人に補完してもらい、完全な手形にしてから割引に応じるべきである。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。

- ⑤ 手形割引は手形の売買であると解されており、割引手形が不渡りの場合、農（漁）協取引約定書では割引依頼人は組合に対して手形買戻義務を負い、また、手形法に基づく義務（裏書人の支払担保責任）を負うことになる。したがって、(5)は正しい。

当 座 勘 定 取 引

問 17 当座勘定取引に付帯する当座貸越について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関は、約定した極度額の範囲内で、その裁量により貸越を行う。
- (2) 取引先は、破産手続開始の場合、金融機関からの通知催告があった時に、貸越元利金を支払えばよい。
- (3) 貸越金がある場合、当座貯金勘定に受け入れまたは振込まれた手形・小切手などは、貸越金の担保となる。
- (4) 当座貸越利息は、当座貸越約定書により、毎日発生の都度、所定の利率・方法で計算し貸越元金に組入れられる。
- (5) 取引先は、金融機関の承諾を得ないとこの取引を解約することができない。

正解率 48%

正解 (3)



↳ 解説

- ① 金融機関は、約定した極度額の範囲

内で常に貸越義務を負担すると解される。よって、金融機関が一方的に極度の減額、貸越の中止、解約等を行うには約定書所定の理由がなければできないことになる。したがって、(1)は誤りである。

- ② 取引先が破産手続開始など即時支払事由に該当する場合、取引先は、金融機関から通知催告がなくても、貸越元利息を直ちに支払わなければならない(当座勘定貸越約定書4条1項)。したがって、(2)は誤りである。
- ③ 貸越金がある場合、当座貯金勘定に受け入れまたは振込まれた手形・小切手などは、貸越金の担保となる(同約定書7条)。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- ④ 当座貸越利息は、当座貸越約定書で約定された時期に、所定の利率・方法で計算し後取りで受取る(同約定書3条)。したがって、(4)は誤りである。
- ⑤ 取引先は、いつでもこの取引を解約することができる。この場合には書面により金融機関に通知する(同約定書5条4項)。したがって、(5)は誤りである。

● 保 証

特 定 債 務 保 証

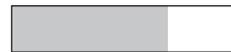
問 18 特定債務保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 保証契約は、債権者と保証人との間の契約によって成立する。

- (2) 債務者が保証人をたてる義務を負う場合には、その保証人は、行為能力者かつ弁済資力を有する者でなければならない。
- (3) 主たる債務契約が無効となり、あるいは取消されると、保証債務も無効となる。
- (4) 債務者が保証人をたてる義務を負う場合に、保証人が保証人としての要件を満たさなくなったときは、債権者は保証人の変更を債務者に請求できる。
- (5) 主たる債務が消滅しても、原則として保証債務は消滅しない。

正解率 69%

正解 (5)



↳ 解 説

- ① 保証とは、債務者が債権者に対する債務の弁済をすることができなかつた場合に保証人が代って弁済することで、保証契約は、債権者と保証人との間の契約によって成立する。したがって、(1)は正しい。
- ② 民法450条1項では、債務者が保証人をたてる義務を負う場合には、その保証人は、行為能力者かつ弁済資力を有する者でなければならないとされている。したがって、(2)は正しい。
- ③ 保証債務は主たる債務に従属し、主たる債務の存在を前提として存続する性質をもっており、主たる債務契約が無効となり、あるいは取消されると、保証債務も無効となる。したがって、(3)は正しい。
- ④ 債務者が保証人をたてる義務を負う場合に、保証人が保証人としての要件を満たさなくなったときは、債権者は保証人の変更を債務者に請求できる。

したがって、(4)は正しい。

- ⑤ 主たる債務が消滅した場合には、③と同様に保証債務の附従性により、原則として保証債務も消滅する。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

連 帯 保 証

問 19 連帯保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農漁協の融資実務では、通常、連帯保証であることを保証契約の中で明示している。
- (2) 主たる債務が商行為による債務であっても、その保証は当然には連帯保証とはならない。
- (3) 連帯保証人は、「催告の抗弁権」と「検索の抗弁権」を有していない。
- (4) 共同保証の場合でも、連帯保証人は「分別の利益」を有していない。
- (5) 連帯保証人は、主たる債務者が有する相殺権を援用する権利を有する。

正解率 68%

正解 (2)



↳ 解 説

- ① 主たる債務が商行為による債務であるとき、その保証は当然に連帯保証となる（商法 501 条、503 条、4 条）。しかし、農（漁）協の融資実務では、通常、連帯保証であることを保証契約の中で明示している。したがって、(1)は正しく、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ② 連帯保証は保証の一種であるから、普通保証とその性質がよく似ているが、

連帯保証人は、「催告の抗弁権」や「検索の抗弁権」がなく（民法 452 条、453 条、454 条）、共同保証の際の「分別の利益」も有していない（判例）。したがって、(3)、(4)は正しい。

- ③ 保証債務の附従性により、連帯保証人は、主たる債務者が有する相殺権を援用する権利を有するとされる（民法 457 条 2 項）。したがって、(5)は正しい。

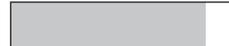
保 証 契 約 の 締 結

問 20 保証契約の締結について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 保証契約は、書面（電磁的記録を含む）でなければその効力を生じない。
- (2) 保証契約の書面は、差入方式でもよい。
- (3) 保証契約は、要式契約である。
- (4) 借用証書面に保証人を記して貸付した後に保証人を追加するときは、既に作成してある証書に追加署名しなくてはならない。
- (5) 保証契約にあたっては、保証人に保証意思の確認をしなければならない。

正解率 86%

正解 (4)



↳ 解 説

- ① 保証契約は、書面（電磁的記録を含む）でなければその効力を生じない（民法 446 条 2 項、3 項）。これは、保証を慎重ならしめるため、保証意思が外部的にも明確になっている場合に限りその法的拘束力を認めることが相当であると考えられているためである。したがって、(1)は正しい。
- ② 保証契約の書面は、債権者と保証人

との両者間の契約方式でなくても、片面的に義務を負うこととなる保証人の保証意思が明確となっておればよく、金融実務上多く利用されている保証人からの差入方式の書面でも足りると解されている。したがって、(2)は正しい。

- ③ 保証は、農（漁）協と保証人の間の保証契約によって成立する。そこで、保証契約は、要式契約（民法 446 条 2 項、3 項）であるから農（漁）協と保証人の合意のほか借用証書、保証書などに保証人の署名・押印を受けることになる。したがって、(3)は正しい。
- ④ 貸付後に保証人を追加するときは、すでに作成してある証書に追加署名するのではなく、あとから別途に保証書の提出を受けなければならない。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ⑤ 保証契約にあたっては、保証人に対してその知識・経験に応じて、保証内容の十分な説明をし、保証意思を確認することが重要である。したがって、(5)は正しい。

手 形 保 証

問 21 手形保証について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 手形保証は、手形法の規定に基づく保証である。
- (2) 手形保証は、必ず手形本体に署名または記名押印しないと成立しない。
- (3) 被保証債務である手形債務が、方式の瑕疵を除くいかなる理由によって無効になっても、手形保証は無効とならない。

- (4) 手形保証債務は、合同責任であるが、補充性を有しない。
- (5) 手形保証人は、被保証債務者が有する人的抗弁権を有しないというのが通説・判例である。

正解率 34%

正解 (2)



↳ 解 説

- ① 手形保証は、手形法 30 条以下（同法 77 条 3 項で約束手形にも準用）の規定に基づく保証である。したがって、(1)は正しい。
- ② 手形保証は、必ず手形本体または補箋に署名または記名捺印することにより成立する。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ③ 手形保証の附従性について手形行為独立の原則が適用される結果、民事保証とは異なって、被保証債務である手形債務が、方式の瑕疵を除くいかなる理由によって無効になっても、手形保証は無効とならない（手形法 32 条 2 項）。したがって、(3)は正しい。
- ④ 手形保証債務は、合同責任（手形法 47 条 1 項）と呼ばれており、独立性、内容同一性を有しているが、補充性はまったく有しない。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 手形保証人は、被保証債務者が有する人的抗弁権を有しないというのが通説・判例である。したがって、(5)は正しい。

貸 金 等 根 保 証 契 約

問 22 貸金等根保証契約について、誤って

いるものを1つ選びなさい。

- (1) 貸金等根保証契約は、個人を保証人とする根保証契約である。
- (2) 極度額には、主たる債務の元本のほか、その利息、損害金も含まれる。
- (3) 元本確定期日を定める場合は、締結日から5年以内の日をもって定めなければならない。
- (4) 元本確定期日を定めなかった場合、根保証契約締結日が平成26年7月7日であったときには、平成29年7月7日までに融資をした案件が保証対象となる。
- (5) 主たる債務者または保証人が死亡したときは、元本は確定する。

正解率 34%

正解 (4)

解説

- ① 貸金等根保証契約とは、a. 個人を保証人とするもので、b. 根保証契約であり、c. 主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれている、という3要件すべてに該当する保証契約をいう（民法465条の2第1項）。したがって、(1)は正しい。
- ② 極度額は、いわゆる債権極度額であり、主たる債務の元本のほか、その利息、損害金等主たる債務に従たるすべてのもの、およびその保証債務について約定された違約金・損害賠償額の全てが含まれる。したがって、(2)は正しい。
- ③ 元本確定期日を定める場合は、根保証契約の締結日から5年以内の日をもって定めなければならない。5年を経過する日より後の日を元本確定期日として定めた場合には、その定め

は無効である。したがって、(3)は正しい。

- ④ 元本確定期日を定めなかった場合、根保証契約締結日が平成26年7月7日であった場合には、契約締結日から3年経過する日で、民法の初日不算入の原則により、平成29年7月7日が元本確定期日となり、平成29年7月6日までに融資をした案件が保証対象となる。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ⑤ 元本確定事由として三つの事由が定められており、これらの事由が一つでも生じた場合には、元本確定期日が未到来であっても、主たる債務の元本が確定する（民法465条の4）。すなわち、債権者が、主たる債務者または保証人の財産について、強制執行または担保権の実行を申し立て、その開始があったとき、主たる債務者または保証人が破産手続開始決定を受けたとき、また死亡したときは、元本は確定する。したがって、(5)は正しい。

農（漁）業信用基金協会保証

問 23 農（漁）業信用基金協会保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 信用基金協会は、農業者、中小漁業者の経営等に必要な資金の融資を円滑にするための信用補完機関である。
- (2) 信用基金協会は、定款、業務方法書などにしたがって、保証を行う。
- (3) 信用基金協会保証の性質は、通常の民法上の保証とは異なる特殊な保証とされる。
- (4) 判例は、信用基金協会が保証人の立場で

代位弁済した場合、物上保証人に対しても代位弁済額の頭割り分しか抵当権に代位しないとしている。

- (5) 信用基金協会保証を受けた保証債務の事後管理については、業務方法書や保証契約書等に定められている。

正解率 71%

正解 (3)

解説

- ① 農（漁）業信用基金協会は、農業者、中小漁業者等の経営に必要な資金の融資を円滑にするための信用補完機関である。したがって、(1)は正しい。
- ② 農（漁）業信用基金協会は、定款、業務方法書などに従って、保証を行う。したがって、(2)は正しい。
- ③ 判例によれば、農（漁）業信用基金協会保証の性質は、通常の民法上の保証と異ならないとされる。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ④ 判例は、農（漁）業信用基金協会が保証人の立場で代位弁済した場合、民法501条5号によって、物上保証人に対しても代位弁済額の頭割り分しか抵当権に代位しないとしている。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 農（漁）業信用基金協会保証を受けた保証債務の事後管理等については、業務方法書や保証契約書等に定められている。したがって、(5)は正しい。

保証債務の消滅

問 24 保証債務の消滅について、誤ってい

るものを1つ選びなさい。

- (1) 保証債務の免除は、債権者の一方的な免除の意思表示によっては成立しない。
- (2) 被保証債務である貸付金が、主債務者の弁済により完済されると、保証債務も当然に消滅する。
- (3) 被保証債務者である貸付先が死亡しても、保証債務は消滅しない。
- (4) 保証債務の免除契約の合意による免除により、保証債務は消滅する。
- (5) 保証免除は、実務的には保証書を返却したり、免除証書を交付したりする方法がとられる。

正解率 65%

正解 (1)

解説

- ① 民法の規定上は、保証債務の免除は債権者の単独行為とされ、債権者の一方的な免除の意思表示によって成立する(民法519条)。したがって、(1)は誤っており、これが本問の正解である。
- ② 被保証債務である貸付金が、主債務者の弁済により完済されると、保証債務も当然に消滅する。したがって、(2)は正しい。
- ③ 融資先または保証人が死亡した場合には、死亡した人（被相続人）の有していた資産・負債は相続人に包括的に承継される。したがって、被保証債務者である貸付先が死亡しても保証債務は消滅しないで相続人の負担となる。したがって(3)は正しい。
- ④ 保証債務の免除契約の合意による免除により、保証債務は消滅する。したがって、(4)は正しい。

⑤ 保証免除は、実務的には保証書を返却したり、あるいは共同保証人中一部の保証人について免除するなど、保証書を直ちに返却できない場合には、免除証書を交付するといった方法がとられる。したがって、(5)は正しい。

● 担 保

担 保 物 件

問 25 担保物権について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 譲渡担保権は、民法に規定されている担保物権である。
- (2) 約定担保物権とは、債権者と財産所有者との合意によって生じる担保物権のことをいう。
- (3) 法定担保物権とは、より強く保護すべきであると考えられる債権者に、法律の規定によって当然に与えられる担保物権のことをいう。
- (4) 留置権、先取特権は、法定担保物権であり、質権、抵当権は約定担保物権である。
- (5) 対抗要件とは、当事者間で効力が生じた権利ないし法律関係の得喪変更を第三者に対して対抗するための要件のことをいう。

正解率 35%

正解 (1)

↳ 解 説

① 譲渡担保権は、取引の必要から商慣習的に発生し、判例によって認められたもので、法律に規定されたものではない。

したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。

- ② 約定担保物権とは、債権者と財産所有者との合意（担保物権の設定契約）によって生じる担保物権のことをいい、融資実務の中でも質権、抵当権などを担保権として利用している。したがって、(2)は正しい。
- ③ 法定担保物権とは、法の立場よりみて、より強く保護すべきであると考えられる債権者に、法律の規定によって当然に与えられる担保物権のことをいうが、農（漁）協の融資実務の中で、農（漁）協が法定担保権者となる場面は少ない。したがって、(3)は正しい。
- ④ 留置権、先取特権は、法定担保物権であり、質権、抵当権、譲渡担保権、仮登記担保などは約定担保物権である。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 対抗要件とは、当事者間で効力が生じた権利ないし法律関係の得喪変更（抵当権を取得したり、抵当権が移転したり、所有権が移転したりなどという変動）を第三者に対して対抗（主張）するための要件のことをいう。つまり、不動産に関する物権の得喪変更は登記が対抗要件であるように、この要件を備えおく必要がある。したがって、(5)は正しい。

担 保 物 件 の 特 性

問 26 担保物権の特性について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 不可分性とは、担保権者は被担保債権の全部の弁済を受けるまで、担保物件の全部

について担保権を行うことができるという性質である。

- (2) 物上代位性とは、担保物の滅失、売却、賃貸等により、担保権設定者が取得する保険金、売却代金、賃貸料等の上に担保権の効力が及ぶことをいう。
- (3) 確定前の根抵当権は、随伴性を有する。
- (4) 普通抵当権は、附従性、随伴性、物上代位性、不可分性のすべての特性を有する。
- (5) 留置権、先取特権、質権、普通抵当権は、いずれも附従性を有する。

正解率 49%

正解 (3)

解説

- ① 不可分性とは、担保権者は被担保債権の全部の弁済を受けるまで、担保物件の全部について担保権を行うことができるという性質である（民法 296 条ほか）。この不可分性を有する担保物権は、留置権、先取特権、質権および抵当権である。したがって、(1)は正しい。
- ② 物上代位性とは、担保物の滅失、売却、賃貸等により、担保権設定者が取得する保険金、売却代金、賃貸料等の上に担保権の効力が及ぶことをいう（民法 304 条ほか）。しかし、この物上代位権を行使するには、これらの保険金、売却代金等が担保権設定者に支払われる前に、担保権者がみずから差押しなければならないものとされている。したがって、(2)は正しい。
- ③ 随伴性は、担保物権が被担保債権の処分にしたがうということであり、確定前の根抵当権では、被担保債権が譲

渡されても根抵当権は移転せず、随伴性が否定されている（民法 398 条の 7 第 1 項）。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

- ④ 普通抵当権は、附従性、随伴性、物上代位性、不可分性のすべての特性を有する担保物権である。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 附従性とは、担保物件が成立し存続するためには、必ずその担保物件によって担保される債権が存在しなければならず、被担保債権が消滅すると担保物件も消滅するという性質である。担保物件のなかで附従性をもつのは、留置権、先取特権、質権、普通抵当権などである。したがって、(5)は正しい。

抵 当 目 的 物 件

問 27 抵当目的物件について、正しいものを 1 つ選びなさい。

- (1) 自動車を抵当権の目的とする場合、担保権者がその自動車を占有しないと第三者對抗要件とはならない。
- (2) 立木登記がある立木や一定の明認方法が施された立木にも、林地に設定した抵当権の効力が及ぶ。
- (3) 工場抵当法 3 条により機械・器具等の目録を作って土地建物とともに抵当権を設定するのは、一般的に規模の大きい工場に利用される。
- (4) 更地は、一般的に建付地と比較して、担保評価が低くなる。
- (5) 土地登記上の地目が山林となっているが、耕作の目的で使用されている物件は、農地である。

正解率 45%

正解 (5)

↳ 解説

- ① 自動車抵当とは、債務者または物上保証人が債権者へ債務の担保に供した自動車を質権のように占有を奪うことなく、その使用収益権を債務者側に残しておきながら、債務の弁済がない場合に、債権者はその自動車の売却代金により優先的に弁済を受けることができる担保物権である。道路運送車両法による自動車登録を受けたものにつき認められ、抵当権設定の登録を受けなければ自動車抵当権の得喪変更について第三者に対抗できないものとされる。したがって、(1)は誤りである。
- ② 立木法により登記した立木や一定の明認方法が施された立木は、独立して抵当権の目的となり、林地に設定した抵当権の効力が及ばない。したがって、(2)は誤りである。
- ③ 財団を作らずに工場抵当法3条により機械・器具等の目録を作って土地建物とともに抵当権を設定するのは、一般的に規模の小さい工場に利用され、工場財団抵当は規模の大きい工場に利用される。したがって、(3)は誤りである。
- ④ 宅地を抵当にとる場合は、更地か建付地か、あるいは貸地かを確認しなければならないが、一般的に建付地の場合は地上建物によって制約を受けるため担保力はやや小さく、これと比較して、制約のない更地は担保評価が高くなる。したがって、(4)は誤りである。
- ⑤ 農地は、耕作の目的に供される土地

であり(農地法2条1項)、土地登記簿上の地目が宅地、山林など他の名目となっ
ていても、耕作の目的で使用されている
物件は農地とされる。したがって、
(5)は正しく、これが本問の正解である。

自 組 合 貯 金 担 保

問 28 農(漁)協の自組合貯金担保について、
誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 自組合の定期貯金を担保として取得するには、貯金者から貯金担保差入証の差入を受ける。
- (2) 貯金債権を目的とする質権設定であり、法律上、貯金証書または貯金通帳の差入が要件となる。
- (3) 質権として、第三者対抗要件を満たすためには、貯金担保差入証に質入承諾文言を奥書し確定日付を付す必要がある。
- (4) 担保貯金の名義人が債務者と異なる場合、相殺によって回収するには貯金名義人を連帯保証人しておく必要がある。
- (5) 相殺の要件を満たしていれば、組合は、第三者による差押を受けても、相殺によって回収することができる。

正解率 68%

正解 (2)

↳ 解説

- ① 自組合の定期貯金を担保として取得するには、貯金者から貯金担保差入証の差入を受ける。この場合、貯金担保差入証は質権設定契約証書の性格を有するものである。したがって、(1)は正しい。
- ② 貯金債権を目的とする質権設定は、

要物契約でないから、法律上、貯金証書または貯金通帳の差入は必要でない。貯金証書（通帳）を差入により貯金者特定にトラブルが生じないように、実務上の配慮として行うものである。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。

- ③ 質権として、当事者以外の第三者への対抗要件を満たすためには、担保差入証に質入承諾文言を奥書し確定日付を付す必要がある（民法467条2項）。したがって、(3)は正しい。
- ④ 担保貯金の名義人が債務者と異なる場合、相殺によって回収するには貯金名義人を連帯保証人しておくことによって、保証債務と貯金債権の対立した債権債務を対等額で相殺できる。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 相殺の要件として、当事者間で債権債務が対立していること、双方の債務の弁済期が到来していること、貯金が差押えられる前から自働債権が存在していたこと、を満たしておれば、民法511条の規定と最高裁判例により、組合は、第三者による差押を受けても、相殺によって回収することができる。したがって、(5)は正しい。

譲 渡 担 保

問 29 譲渡担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 譲渡担保は、債権者が債務者に対して有する債権を担保するために、担保権設定者が有する物の所有権や権利を譲渡（移転）するものである。

- (2) 手形の譲渡担保は、国税の法定納期限の前の設定の場合に限り、国税に優先する。
- (3) 譲渡担保の目的物が動産の場合は、動産の現実の引渡しあるいは占有改定を行う。
- (4) 譲渡担保の目的物が指名債権の場合は、譲渡の第三者対抗要件は確定日付のある債権譲渡の通知あるいは承諾である。
- (5) 債務の不履行があると、譲渡担保権者は担保目的物から優先的に弁済を受けることができるが、被担保債権額と担保目的物の価格との差額は清算しなければならない。

正解率 55%

正解 (2)



解説

- ① 譲渡担保は、債権者が債務者に対して有する債権を担保するために、担保権設定者が有する物の所有権や権利を譲渡（移転）するものである。債務が履行されると、所有権や権利が担保権設定者に復歸的に移転する。したがって、(1)は正しい。
- ② 国税徴収法附則5条4項により、譲渡担保権者の物的納税責任の規定は、手形やその他政令で定める財産については当分適用しないとされており、手形の譲渡担保は、国税等の法定納期限の前後にかかわらず国税等に優先する。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ③ 譲渡担保は、目的財産の権利を移転するのであるから、その目的財産によって移転の対抗要件が異なる。譲渡担保の目的物が動産の場合は、動産の現実の引渡しあるいは占有改定（民法183条）を行う。したがって、(3)は正しい。

- ④ また、譲渡担保の目的物が指名債権の場合は、譲渡の第三者対抗要件は確定日付のある債権譲渡の通知あるいは承諾である。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 債務の不履行があると、譲渡担保権者の担保目的物から優先的に弁済を受けることができるが、その回収方法として、処分清算型と帰属清算型があり、いずれの方式も、被担保債権額と担保目的物の価格との差額は清算しなければならない。したがって、(5)は正しい。

不 動 産 担 保

問 30 不動産担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 主物である家屋に抵当権を設定すれば、別段の定めのない限り、従物である畳、建具にも当然抵当権の効力が及ぶ。
- (2) 宅地、建物、農地の賃借権は、その登記がなくても第三者に対抗できる場合がある。
- (3) 区分所有建物における専有部分に対する抵当権設定の効力は共用部分の持分に及ぶ。
- (4) 不動産の価格を求める際の、取引事例比較法は主に土地の評価に、原価法は主に建物の評価に利用される評価方法である。
- (5) 不動産の所有権移転の仮登記、滞納処分による差押、仮差押などの登記は、登記記録の乙区欄に記載される。

正解率 53%

正解 (5)



解説

- ① 民法上、従物は全て主物の処分にしたがうことになっており（民法87条2項）、主物である家屋に抵当権を設定す

れば、設定行為に別段の定めのない限り、従物である畳、建具にも当然抵当権の効力が及ぶことになる。したがって、(1)は正しい。

- ② 宅地、建物、農地の賃借権は、その登記がなくても第三者に対抗できる場合（借地借家法10条、31条、農地法16条）があるから、現地調査等でその有無を調査確認しなければならない。したがって、(2)は正しい。
- ③ 区分所有建物における専用部分に対する抵当権設定の効力は共用部分の持分に及び、これを排除する特約も、また共用部分のみを分離してこれに抵当権を設定することも認められない（建物の区分所有等に関する法律11条、15条）。したがって、(3)は正しい。
- ④ 不動産の価格を求める際の取引事例比較法は、主に土地の評価に利用される方法である。また、原価法は、主に建物の評価に利用される評価方法である。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 不動産の所有権移転の仮登記、滞納処分による差押、仮差押などの登記は、それらの権利が実現・実行されることによって、現在の所有名義人はその所有権を失うことになるので、登記記録の甲区欄に記載される。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

電 子 記 録 債 権

- 問 31 電子記録債権について、誤っているものはいくつあるか、(1)～(5)の中から1つ選びなさい。

- a. 電子記録債権は、指名債権や手形債権とも異なる金銭債権である。
- b. 電子記録債権は、その発生または譲渡について、電子記録を要件とする金銭債権である。
- c. 電子記録債権には、電子記録債権を保証するために保証記録によって発生する電子記録保証債権も含まれる。
- d. 電子記録債権は、原因関係となった売掛債権とは別個の債権である。
- e. 電子記録債権は、質権を設定することも譲渡担保とすることも可能である。

- (1) なし
- (2) 1つ
- (3) 2つ
- (4) 3つ
- (5) 4つ

正解率 18%

正解 (1)



解説

- ① 平成20年12月に施行された電子記録債権法により創設された電子記録債権は、金銭債権ではあるが、指名債権や手形債権とも異なる債権である。したがって、aは正しい。
- ② 電子記録債権は、「その発生又は譲渡について、この法律の規定による電子記録……を要件とする金銭債権」(電子記録債権法2条1項)と定義されている。したがって、bは正しい。
- ③ 電子記録債権には、電子記録債権を保証するために保証記録によって発生する電子記録保証債権(保証人に対する保証債務履行請求権)なども含まれている。したがって、cは正しい。

- ④ 電子記録債権は、売掛債権や貸金債権等の指名債権の支払のために、または支払に代えて発生することが通常考えられているが、原因関係となった売掛債権等とは別個の債権である。これは、売掛債権支払のための手形債権が、売掛債権とは別のものとされているのと同様である。したがって、dは正しい。
- ⑤ 電子記録債権に質権を設定することも、譲渡担保とすることも可能である(質権設定記録、譲渡記録を行うことになる)。したがって、eは正しい。

以上より、5つすべての項目が正しく、本問の正解は(1)である。

● 抵当権・根抵当権

普通抵当権と根抵当権

問 32 普通抵当権と根抵当権の相違点・共通点について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 普通抵当権は特定の債権を担保し、根抵当権は一定の範囲の不特定の債権を担保する。
- (2) 国税徴収法において単に抵当権という場合の抵当権には、当然根抵当権が含まれる。
- (3) 被担保債権が消滅すれば、普通抵当権は消滅するが、元本確定前の根抵当権は消滅しない。
- (4) 債権譲渡、代位弁済により債権が移転すると、普通抵当権も元本確定前の根抵当権も債権の譲受人・代位弁済者に移転する。
- (5) 書面申請により土地や建物に抵当権を設

定する場合の登録免許税は、普通抵当権のときは債権額、根抵当権のときは極度額それぞれの1,000分の4である。

正解率 57%

正解 (4)

→ 解説

- ① 普通抵当権は特定の債権を担保し、一方、根抵当権は一定の範囲の不特定の債権を極度額の限度において担保する抵当権である（民法398条の2）。したがって、(1)は正しい。
- ② 根抵当権と表示されている民法の規定もあるが、そのほかの抵当権に関する規定が、一部の規定を除き、原則として根抵当権にも適用される。同様に、国税徴収法において単に抵当権という場合の抵当権には、当然、根抵当権が含まれる。したがって、(2)は正しい。
- ③ 普通抵当権は、その成立にも存続にも特定の債権の存在を必要とし、被担保債権が消滅すれば普通抵当権も消滅するが、元本確定前の根抵当権は担保する債権が全部消滅してもそれだけでは消滅しない。したがって、(3)は正しい。
- ④ 元本確定前の根抵当権は、普通抵当権と異なり随伴性を有しないから、債権譲渡、代位弁済等により債権が移転しても、根抵当権がこれに伴って譲受人・代位弁済者に移転することはない。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ⑤ 書面申請により土地や建物に抵当権を設定する場合の登録免許税は、普通抵当権の債権額、根抵当権の極度額それぞれの1,000分の4であり、組合が

抵当権者の場合には、当事者の合意で契約の相手方に負担してもらっている。したがって、(5)は正しい。

根抵当権の被担保債権の範囲

問 33 根抵当権の被担保債権の範囲について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 民法は、根抵当権者と債務者との間の直接取引によって生ずる債権として、①特定の継続的取引契約によって生ずる不特定の債権、②一定の種類の取引によって生ずる不特定の債権を基準にあげている。
- (2) 民法は、根抵当権者と債務者との間の直接取引によらない債権として、①特定の原因によって債務者との間に継続的に生ずる不特定の債権、②手形債権、小切手債権を基準にあげている。
- (3) 「売買取引」は、経済事業取引によって発生する債権を担保させたいときの定め方である。
- (4) 「保証取引」は、根抵当権者が根抵当権の債務者の委託を受けて保証人となり、保証人として債権者に弁済した場合の求償債権・利息・損害金が担保される。
- (5) 「消費貸借取引」は、手形貸付、証書貸付をした場合の貸付元金・利息・損害金が担保される。

正解率 20%

正解 (4)

→ 解説

- ① 根抵当権の被担保債権の範囲について、民法は、根抵当権者と債務者との間の直接取引によって生ずる債権として、(a) 特定の継続的取引契約によっ

て生ずる不特定の債権，(b) 一定の種類
の取引によって生ずる不特定の債権
を基準にあげている。したがって，(1)
は正しい。

- ② 根抵当権の被担保債権の範囲について，民法は，根抵当権者と債務者との間の直接取引によらない債権として，(a) 特定の原因によって債務者との間に継続的に生ずる不特定の債権，(b) 手形債権，小切手債権を基準にあげている。したがって，(2)は正しい。
- ③ 「売買取引」は，経済事業取引によって発生する債権を担保させたいときの定め方である。したがって，(3)は正しい。
- ④ 「保証委託取引」は，組合が取引先の委託を受けて保証人となり，保証人として債権者に弁済した場合の求償債権・利息・損害金が担保される。また，「保証取引」は，根抵当権の債務者が，他人のために保証人となり，組合に対して保証債務を負っている場合，その組合の保証債権が担保される。したがって，(4)は誤りであり，これが本問の正解である。
- ⑤ 「消費貸借取引」は，手形貸付，証書貸付をした場合の貸付元金・利息・損害金が担保される。したがって，(5)は正しい。

根 抵 当 権 の 元 本 の 確 定

問 34 根抵当権の元本の確定について，誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 元本の確定後に融資された案件は，その根抵当権では担保されない。
- (2) 根抵当権設定者の死亡は元本確定事由で

ある。

- (3) 元本の確定期日を定めた場合，根抵当権設定者は確定請求をすることはできない。
- (4) 確定期日を定めない場合，根抵当権者はいつでも元本確定請求をすることができる。
- (5) 数個の不動産を担保物件とする共同根抵当権の場合，1個の不動産についての元本の確定は，そのすべての不動産についての元本の確定を生ずる。

正解率 6%

正解 (2)

解 説

- ① 根抵当権の元本確定により，担保される元本債権は，確定した時に存在するものに限定される状態になり，元本の確定後に融資された案件は，その根抵当権では担保されない。したがって，(1)は正しい。
- ② 債務者が死亡して相続が開始した場合は，元本確定事由の1つに該当し，相続開始後6か月以内に合意の手続をとらない限り，相続開始時に遡って根抵当権の元本が確定する（民法398条の8第2項，3項，4項）。よって，根抵当権設定者が債務者を兼ねる場合以外は元本確定事由とはならない。したがって，(2)は誤りであり，これが本問の正解である。
- ③ 元本の確定期日を定めた場合，根抵当権設定者は民法398条の19の規定による確定請求をすることはできない（同条3項）。したがって，(3)は正しい。
- ④ 確定期日を定めない場合，根抵当権者はいつでも元本確定請求をことができ，請求があった時に直ちに根抵

当権の元本は確定する（同条3項）。したがって、(4)は正しい。

- ⑤ 数個の不動産を担保物件とする共同根抵当権の場合、1個の不動産についての元本の確定は、すべての不動産について根抵当権の確定を生ずる（民法398条の17第2項）。したがって、(5)は正しい。

根 抵 当 権 の 順 位 の 変 更

問 35 抵当権の順位の変更について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 順位の変更は、抵当権の優先関係を当事者間で絶対的に変更する手続である。
- (2) 順位の変更をするには、変更後の順位が変わらない中間順位者を含め当事者全員の合意が必要である。
- (3) 抵当権が数個の物件に共同担保として設定された根抵当権である場合、その一部物件についてのみ順位変更することはできない。
- (4) 順位の変更は、登記をしなければその効力を生じない。
- (5) 順位の変更をする抵当権に登記上利害関係者がいるときは、その者の承諾書を登記申請書に添付しなければならない。

正解率 65%

正解 (3)

解 説

- ① 順位の変更は、民法374条において認められた手続であって、抵当権の優先関係を当事者間で絶対的に変更する手続である。したがって、(1)は正しい。
- ② 順位の変更をするには、変更後の順

位が変わらない中間順位者を含め当事者全員の合意が必要であり、かつその登記は全員の共同申請によってしなければならない（不動産登記法89条）。したがって、(2)は正しい。

- ③ 抵当権が数個の物件に共同担保として設定された根抵当権である場合、その一部物件についてのみ順位変更することもできる。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ④ 順位の変更は、登記をしなければその効力を生じない（民法374条2項）。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 順位の変更をする抵当権等に登記上の利害関係者がいるときは、その者の承諾書を登記申請書に添付しなければならない（民事局長通達）。したがって、(5)は正しい。

根 抵 当 権 の 変 更

問 36 根抵当権の変更について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 被担保債権の範囲、債務者、確定期日の変更は、いずれも元本の確定前においてのみ可能である。
- (2) 被担保債権の範囲の変更によって、変更前にその範囲に含まれていた債権でも、変更後その範囲から外れた債権は、その根抵当権で担保されなくなる。
- (3) 極度額の増額は、後順位担保権者などの利害関係人の承諾が必要である。
- (4) 確定期日の変更は、後順位者等の第三者の承諾を必要としない。
- (5) 債務者の変更は、債務者甲を乙に換えることは可能であるが、乙を追加して債務者

を甲・乙とすることは不可能である。

正解率 63%

正解 (5)



解説

- ① 根抵当権の被担保債権の範囲、債務者、確定期日の変更は、いずれも元本の確定前においてのみ変更が可能であり、一方で極度額は、元本の確定前後を問わず変更できる。したがって、(1)は正しい。
- ② 根抵当権の被担保債権の変更によって、変更前にその範囲に含まれていた債権でも、変更後その範囲から外れた債権は、もはやその根抵当権で担保されなくなる。そのかわり、変更後の範囲に含まれる債権は、変更前に生じていた債権であっても、その根抵当権で担保される。したがって、(2)は正しい。
- ③ 根抵当権の極度額の増額は、根抵当権者と設定者の合意によって、根抵当権の元本の確定の前後を問わず行うことができるが、後順位担保権者などの利害関係人の承諾が必要である（民法398条の5）。したがって、(3)は正しい。
- ④ 確定期日の変更は、根抵当権者と設定者の合意を必要とするが、後順位者等の第三者の承諾を必要としない。ただし、確定期日の到来前に変更契約し、変更前の期日が到来する前にその変更の登記をする必要がある。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 根抵当権の元本の確定前においては、債務者の変更は、根抵当権者と設定者の合意により（民法398条の4）、債務者甲を乙に換えることも、乙を追加し

て債務者を甲・乙とすることも可能である。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

根 抵 当 権 の 譲 渡

問 37 根抵当権の譲渡について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 全部譲渡とは、根抵当権を被担保債権から切り離し、根抵当権全体を第三者に絶対的に移転させることである。
- (2) 分割譲渡とは、1個の根抵当権を極度額において2つの同順位の根抵当権に分割し、その1つの根抵当権を第三者に譲渡することである。
- (3) 一部譲渡とは、1個の根抵当権について、その根抵当権を一部譲渡し、譲渡人と譲受人が共有関係になることである。
- (4) 全部譲渡と分割譲渡は、譲渡人と譲受人との間で契約し、根抵当権設定者の承諾を効力要件として成立する。
- (5) 譲渡人と譲受人との間で単に一部譲渡しただけのとき、競売時における両者の取分は、競売配当金のそれぞれ2分の1である。

正解率 62%

正解 (5)



解説

- ① 根抵当権の全部譲渡とは、根抵当権を被担保債権から切り離し、根抵当権全体を第三者に絶対的に移転させることである。根抵当権が譲渡されると、これまで担保されていた譲渡人の債権は、もはやその根抵当権で担保されなくなり、その後は譲受人の債権が担保されることになる。したがって、(1)は

正しい。

- ② 根抵当権の分割譲渡とは、1個の根抵当権を極度額において2つの同順位の根抵当権に分割し、その1つの根抵当権を第三者に譲渡することである。なお、第三者に対する対抗要件は登記である。したがって、(2)は正しい。
- ③ 根抵当権の一部譲渡とは、1個の根抵当権について、その根抵当権を一部譲渡し、譲渡人と譲受人が共有関係になることである。一部譲渡の場合には、譲渡人の債権は譲受人の債権とともになお引続き担保される。したがって、(3)は正しい。
- ④ 全部譲渡と分割譲渡は、譲渡人と譲受人との間で契約し、根抵当権設定者の承諾を効力要件として成立する。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 譲渡人と譲受人との間で単に一部譲渡しただけのとき、競売時における両者の取分は、それぞれの被担保債権の残高の割合に応じて定まる。よって、一方の共有者の債権が特に多いときには、他の共有者の権利が強く害されることになるので、譲渡人と譲受人間の契約によってあらかじめ優先の定めをしておくことが認められている（民法398条の14）。したがって、(5)は誤っており、これが本問の正解である。

根抵当権の債務者死亡と相続

問 38 根抵当権の債務者死亡と相続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 被相続人である債務者が相続開始時点で負担していた債務は、当然に引続き担保さ

れる。

- (2) 相続開始後6か月以内に新たな債務者（以下「指定債務者」）を定めその登記をしないと、根抵当権は相続開始の時に元本が確定したものとみなされる。
- (3) 「指定債務者」は、債務者の相続人のうちから選定されなければならない。
- (4) 「指定債務者」を選定する合意の当事者となるのは、根抵当権設定者と根抵当権者である。
- (5) 合意が適法になされ法定期間内に登記された根抵当権は、「指定債務者」が当該合意の登記後に負担する債務のみを担保する。

正解率 39%

正解 (5)



解説

- ① 根抵当権の元本確定前に、債務者について相続が開始したときには、被相続人である債務者が相続開始時点で負担していた債務は、当然に引続き担保される（民法398条の8）。したがって、(1)は正しい。
- ② 相続開始後6か月以内に新たな債務者（以下「指定債務者」）を定めその登録をしないと、根抵当権は相続開始の時に元本が確定したものとみなされる（同条4項）。したがって、(2)は正しい。
- ③ 「指定債務者」は、債務者の相続人のうちから選定されなければならない（同条2項）。したがって、(3)は正しい。
- ④ 「指定債務者」を選定する合意の当事者となるのは、根抵当権設定者（所有者）と根抵当権者である。この場合、死亡した債務者と設定者が同一人のときは、根抵当物件の相続人が合意の設定者に

なり、物上保証の場合には、債務者の相続人とは関係なしに、物上保証人である根抵当設定者が当事者となる。したがって、(4)は正しい。

- ⑤ 合意が適法になされ法定期間内に登記された根抵当権は、被相続人である債務者が相続開始時点で負担していた債務と、「指定債務者」が相続開始後に負担する債務を担保することになる。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

● 貸出金の管理

債務者行方不明時の管理

問 39 債務者行方不明時の管理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 行方不明者の情報を早く入手し、調査にできるだけ早く着手しなければならない。
- (2) 行方不明の事実が農（漁）協において確認されれば、その時点で融資金について期限の利益を喪失させることができる。
- (3) 融資金繰上償還請求書を発送し、配達不能で返送されたときは、農（漁）協取引約定書の定めによれば、組合の意思表示が相手方に到達したものとみなされる。
- (4) 判例によると、「みなし送達」は、第三者との間において到達の効力を主張することができる。とされている。
- (5) 行方不明者を相手に融資金返還請求訴訟を起し、訴状等を公示送達により相手方に送達してもらった上で、欠席判決により債務名義を得て残された財産に対して強制

執行手続を行うことができる。

正解率 27%

正解 (4)



解説

- ① 融資先が行方不明になったときは、農（漁）協としてとり得る各種の手段をとって、行方不明者の情報を早く入手して、調査にできるだけ早く着手しなければならない。したがって、(1)は正しい。
- ② 農（漁）協取引約定書例5条2項2号により、行方不明の事実が農（漁）協において確認されれば、その時点で融資金について期限の利益を喪失させることができる旨の約定がなされている。したがって、(2)は正しい。
- ③ 繰上償還請求書を発送し、配達不能で返送されたときは、農（漁）協取引約定書例13条2項を援用して、組合の意思表示が相手方に到達したものとみなされる（「みなし送達」という）。したがって、(3)は正しい。
- ④ 「みなし送達」は、農協と融資先、連帯保証人、物上保証人との間においてのみ到達の効力を主張することができるが、第三者に対してはその効力を主張できない、とするのが判例の態度である。そこで、公示による意思表示の手続をとる必要が生じる場合がある。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ⑤ 行方不明者を相手に融資金返還請求訴訟を起し、訴状等を公示送達により相手方に送達してもらった上で、欠席判決により債務名義を得て残された

財産に対して強制執行手続を行うことができる。不在者財産管理人を選任してもらって回収を図る方法もあるが、この方法がよい場合が多いとみられる。したがって、(5)は正しい。

債務者の死亡と借入債務の相続

問 40 債務者の死亡と借入債務の相続について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 債務は、当然に遺産分割の対象とすることができる。
- (2) 限定承認があると、担保権の行使は禁止される。
- (3) 相続人の全員が相続放棄の手続をとった時は、相続人不存在としての手続がとられ、相続財産は法人とされる。
- (4) 遺産分割協議において、遺産のすべてについての権利を放棄した相続人が、相続を放棄したと主張すると、民法に規定された相続放棄となる。
- (5) 相続財産が債務超過の場合、相続債権者が破産手続開始の申立をすることはできない。

正解率 46%

正解 (3)



解説

- ① 遺産分割の対象となる遺産とは、相続人が任意に処分できるものに限られるから、消極財産（すなわち債務）については遺産分割の対象とすることはできない。したがって、(1)は誤りである。
- ② 相続人が、相続財産の限度において被相続人の債務を弁済するという条件

のもとに相続をすることを限定承認という。債権者は相続財産管理人が定めた債権届出期間内に債権の届出をしたうえで弁済を受けることになるが、担保権の行使は通常どおりにできる。したがって、(2)は誤りである。

- ③ 相続人がいないとき、また相続人がいても全員が相続放棄の手続をとった時は、相続人不存在として手続がとられ、相続財産は法人とされる（民法951条）。そして家庭裁判所より選任された管財人から、債権届出のあった債権者に対して弁済されることになる。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- ④ 遺産分割協議において、自己の取得すべき積極財産を放棄した法定相続人は、法定相続人間において、自己の権利を放棄したにすぎないものであり、民法に規定された相続放棄ではない。このような相続人は、被相続人の債務については法定相続分の割合に応じて分割承継することになる。したがって、(4)は誤りである。
- ⑤ 相続財産が債務超過の場合、相続債権者、相続人、受遺者、相続財産管理人、遺言執行者等は破産手続開始の申立をすることができる（破産法224条1項）。したがって、(5)は誤りである。

法人取引先の変動

問 41 法人取引先の変動について、正しいものはいくつあるか、(1)～(5)の中から1つ選びなさい。

- a. 法人取引先の代表者が変更となると、農

(漁)協取引約定書をとりなおす必要がある。

- b. 法人取引先の代表者が変更となると、農(漁)協は旧代表者名による代理人届はとりなおさないと効力がなくなる。
- c. 法人取引先に商号の変更があると、農(漁)協は契約書等をとりなおす必要がある。
- d. 法人取引先の資本金等の減少、合併、会社分割が、農(漁)協を害するおそれがあるときは、会社債権者保護手続をとる必要がある。
- e. 法人取引先が解散し清算手続に入ると、取締役はその地位を失い、清算人がその地位に代わる。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ
- (5) 5つ

正解率 46%

正解 (2)

→ 解説

- ① 法人取引先の代表者が変更となっても、法人格そのものは全く変わりがなから、旧代表者名で提出されている農(漁)協取引約定書をとりなおす必要はない。したがって、aは誤りである。
- ② 法人取引先の代表者が変更となっても、代理人は法人自体の代理人であり、代表者個人の代理人ではないから、代理人届をとりなおさなくてもその効力はなくなる。したがって、bは誤りである。
- ③ 法人取引先に商号の変更があっても、

法人格に変動はないから、届出事項変更届等を提出してもらうが、契約書等をとりなおす必要はない。したがって、cは誤りである。

- ④ 法人取引先の資本金等の減少、合併、会社分割が、債権者である農(漁)協を害するおそれがあるときは、会社債権者保護手続(会社法789条、799条)をとる必要がある。したがって、dは正しい。
- ⑤ 法人取引先が解散し清算手続に入ると(会社法475条)、取締役はその地位を失い、清算人がその地位に代わり清算事務を行う。したがって、eは正しい。

以上により、2つの項目が正しく、本問の正解は(2)である。

債権の消滅時効と時効中断

問 42 債権の消滅時効と時効中断について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債権の消滅時効は原則として10年であるが、商行為による債権については5年である。
- (2) 債権の消滅時効期間について、手形割引の場合、買戻請求権は5年、約束手形振出人に対する請求権は3年、手形裏書人に対する遡求権は1年である。
- (3) 証書貸付(時効期間5年の場合)の弁済期が平成5年8月10日であれば、平成10年8月9日の経過を以って消滅時効は完成する。
- (4) 時効中断の方法として民法が定めているものは、請求、差押・仮差押・仮処分、承認である。

- (5) 主債務者が時効を援用せず、時効の利益を放棄したとしても、保証人は主債務についての時効を援用して自らの保証債務の履行を拒否することができる。

正解率 43%

正解 (3)



↳ 解説

- ① 債権の消滅時効は原則として10年である（民法167条）が、商行為による債権については5年である（商法522条）。したがって、(1)は正しい。
- ② 債権の消滅時効期間について、手形割引の場合、買戻請求権は5年（商行為による債権）、約束手形振出人に対する請求権は3年（手形法70条1項）、手形裏書人に対する遡求権は1年（手形法70条2項）である。したがって、(2)は正しい。
- ③ 証書貸付（時効期間5年の場合）の弁済期が平成5年8月10日であれば、平成5年8月11日から5年経過後の応答日、すなわち平成10年8月11日の前日である平成10年8月10日の経過を以て消滅時効は完成する（民法143条）。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ④ 時効中断の方法として民法が定めているものは、請求（裁判上の請求、催告）、差押・仮差押・仮処分、承認である（民法147条）。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 主債務者が時効を援用せず、時効の利益を放棄したとしても、保証人は主債務についての時効を援用して自らの保証債務の履行を拒否することができ

る。したがって、(5)は正しい。

● 貸出金の回収

代 位 弁 済

問 43 代位弁済について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 物上保証人、担保物件の第三取得者、後順位担保権者は、いずれも法定代位権者である。
- (2) 法定代位権者が弁済すると、債権者の有していた主債務者に対する債権は、それに付随していた担保権と共に、債権者の意思にかかわらず弁済者に移転する。
- (3) 主債務者が第三者の弁済に反対した場合には弁済を受入れることができない。
- (4) 有効な第三者弁済がなされた場合、債権者の有していた主債務者に対する債権や担保権は、債権者の意思にかかわらず弁済した第三者に移転する。
- (5) 保証人2人、物上保証人1人の場合、保証人の1人が代位弁済すれば、その者は他の保証人と物上保証人に対し各3分の1ずつ代位できる。

正解率 37%

正解 (4)



↳ 解説

- ① 保証人、連帯債務者など自らも債務を負担する者のほか、物上保証人、担保物件の第三取得者、後順位担保権者など法律上の利害関係を有する者は、弁済をなすにつき正当な利益を有する

者とされ、法定代位権者という。したがって、(1)は正しい。

- ② 法定代位権者が弁済すると、債権者の有していた主債務者に対する債権は、それに付随していた担保権（物的担保と人的担保）と共に、債権者の意思にかかわらず弁済者に移転する。これを法定代位という。したがって、(2)は正しい。
- ③ 主債務者が第三者の弁済に反対した場合には弁済を受け入れることはできない（民法474条2項）。したがって、(3)は正しい。
- ④ 主債務者の意思に反せず有効に第三者弁済がなされた場合であっても、債権者の有していた主債務者に対する債権や担保権は、債権者同意がない限り、弁済した第三者に移転しない。これを任意代位という。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ⑤ 代位弁済が行われた場合の弁済者と他の法定代位権者の関係で、保証人2人、物上保証人1人の場合、保証人の1人が代位弁済すれば、その者は他の保証人と物上保証人に対し各3分の1ずつ代位できる（民法501条5号本文）。したがって、(5)は正しい。

代 物 弁 済

問 44 代物弁済について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代物弁済を行うには債権者と弁済者との間で金銭以外のものを弁済として給付する旨の合意が成立し、現実にもその物が引渡される必要がある。
- (2) 代物弁済により原債権は消滅し、それに

付随する担保・保証等も消滅する。

- (3) 連帯保証人等の法定代位権者が代物弁済したときは、債権および担保権は弁済者に移転する。
- (4) 手形あるいは小切手をもって代物弁済された場合、その手形・小切手が後日不渡となっても、債権者は原則としてその手形・小切手による回収を図るほかない。
- (5) 動産または不動産を代物弁済とした場合、目的物件にかくれた瑕疵があり、債権者がこれを知らなくても、契約の解除または損害賠償の請求をすることはできない。

正解率 67%

正解 (5)

解 説

- ① 金銭を借りた債務者が、金銭による弁済の代わりに他の物件、例えば不動産を債権者に給付して債務を消滅させることがある。このようなことを代物弁済という。そこで、代物弁済を行うには債権者と弁済者（債務者、連帯保証人など）との間で金銭以外のものを弁済として給付する旨の合意が成立し、現実にもその物が引渡される必要がある。したがって、(1)は正しい。
- ② 代物弁済により原債権は消滅し、それに付随する担保・保証等も消滅する。したがって、(2)は正しい。
- ③ 連帯保証人等の法定代位権者が代物弁済したときは、債権および担保権は弁済者に移転する。したがって、(3)は正しい。
- ④ 手形あるいは小切手をもって代物弁済された場合、その手形・小切手が後日不渡となっても、原債権は復活せず、

債権者は原則としてその手形・小切手による回収を図るほかなくなる。したがって、(4)は正しい。

- ⑤ 動産または不動産を代物弁済とした場合、目的物件にかくれた瑕疵があり、債権者がこれを知らなかったときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができる（民法570条, 566条）。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

相殺の要件と手続

問 45 相殺の要件と手続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債権者と債務者との間で同種の債権債務が対立しているときに、当事者の一方から相手方に対する意思表示によって、その債権債務を対等額において消滅させることを、相殺という。
- (2) 債権者と債務者の双方の債務がともに弁済期にあることは、相殺の要件の1つである。
- (3) 自働債権である貸付金について弁済期未到来のときは、農（漁）協取引約定書の定めに従って期限の利益を失わせることが必要である。
- (4) 受働債権の定期貯金について弁済期が未到来のときは、弁済期が到来するのを待つて相殺せざるを得ない。
- (5) 貯金通帳・証書等は、回収できなくても相殺の効力に影響はない。

正解率 67%

正解 (4)

解説

- ① 債権者と債務者との間で同種の債

権債務が対立しているときに、当事者の一方から相手方に対する意思表示によって、その債権債務を対等額において消滅させることを相殺といい、債権回収方法の中で重要な方法の1つである。したがって、(1)は正しい。

- ② 相殺の要件として民法に規定されているものは、a同種の債権・債務が同一当事者間で対立していること、b双方の債務がともに弁済期にあること、c債権の性質上相殺が許されないものでないこと、dそれぞれの債権につき相殺禁止の特約がないこと、の4つである（民法505条）。したがって、(2)は正しい。
- ③ 自働債権である貸付金について弁済期が未到来のときは、農（漁）協取引約定書例5条の定めに従って期限の利益を失わせることが必要である。したがって、(3)は正しい。
- ④ 受働債権である定期貯金について弁済期が未到来のときは、期限の利益は貯金債務者である農（漁）協にあることから、農（漁）協の方で自らの期限の利益を放棄して弁済期を到来させ、相殺適状にしたうえで相殺することができる。したがって、(4)は誤りであり、これが本問正解である。
- ⑤ 貯金通帳・証書等はできるだけ回収するように努めるべきであるが、回収できなくても相殺の効力に影響はない。したがって、(5)は正しい。

相殺通知の相手方

問 46 相殺通知の相手方について、正しい

ものはいくつあるか、(1)~(5)の中から1つ選びなさい。

- a. 差押命令を受けた貯金との相殺の場合、差押債権者への相殺通知は無効である。
- b. 連帯保証人の貯金と相殺する場合、相殺通知は融資先債務者と連帯保証人のどちらかに行えばよい。
- c. 差押・転付命令を受けた貯金と相殺する場合、相殺通知は差押・転付債権者に対して行う。
- d. 貯金者が破産手続開始決定をうけたときは、相殺通知は破産管財人に対して行う。
- e. 貸付金の弁済期が経過していたときに債務者が死亡した場合、相続人に被相続人に対する債権と債務を相殺した旨の相殺通知を行う。

- (1) 5つ
- (2) 4つ
- (3) 3つ
- (4) 2つ
- (5) 1つ

正解率 52%

正解 (3)

解説

① 相殺は相手方に対する意思表示によって行う必要がある(民法506条)ので、相殺を実行しようとするときは、必ず相手方に対し相殺通知を行わなければならない。そこで、差押命令を受けた貯金との相殺の場合、貯金債権が差押債権者に移転するわけではないので、相殺通知は従来の貯金者に対して行うべきであるが、判例は、差押債権者への通知も有効と認めている。したがって、aは誤りである。なお、実務

上は双方に出すべきである。

- ② 連帯保証人の貯金と相殺する場合は、相殺通知の相手方は貯金者である連帯保証人である。したがって、bは誤りである。なお、実務上は融資先債務者にも相殺の旨連絡をする。
- ③ 差押・転付命令が確定すると、貯金債権は転付命令が第三債務者たる農協に送付された時に遡って転付債権者に移転する(民事執行法160条)ので、相殺通知は必ず差押・転付債権者に対して行わなければならない。したがって、cは正しい。
- ④ 貯金者が破産手続開始決定をうけたときは、貯金者の財産の管理処分権は破産管財人に移る(破産法78条)ので、相殺通知は破産管財人に対して行わなければならない。したがって、dは正しい。
- ⑤ 貸付金の弁済期が経過していたときに債務者が死亡した場合、相殺の効力は相殺適状時(債務者生存中)に遡ることから、被相続人(死亡者)に対する債権と債務の相殺として処理し、その旨相続人に対して相殺通知を行うこととなる。したがって、eは正しい。

以上により、3つの項目が正しく、本問の正解は(3)である。

債 務 引 受

問 47 債務引受について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債務引受とは、債務がその同一性を維持したまま旧債務者から新債務者に移転することをいう。

- (2) 重疊的債務引受は、債権者、旧債務者、引受人の三者契約でないで行うことができない。
- (3) 重疊的債務引受の場合、既存の債務に付帯する担保・保証は債務引受後もそのまま存続する。
- (4) 免責的債務引受契約を新旧債務者間だけでしても、債権者の同意がない限り債務引受の効力を生じない。
- (5) 免責的債務引受で第三者提供担保の場合、担保提供者の同意がない限り担保権は消滅する。

正解率 63%

正解 (2)

解説

- ① 債務引受とは、債務がその同一性を維持したまま旧債務者から新債務者に移転することをいう。債権回収の手段として種々のケースに利用される。したがって、(1)は正しい。
- ② 重疊的債務引受は、債権者、旧債務者、引受人の三者契約で行うのが一般的であるが、債権者と引受人との契約によってすることもでき、この場合は旧債務者の意思に反しても有効である。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ③ 重疊的債務引受の場合、従来の債務者の債務もそのまま存続するので、既存の債務に付帯する担保・保証は債務引受後もそのまま存続する。したがって、(3)は正しい。
- ④ 免責的債務引受は、債務引受によって、旧債務者は債務を免れ、新債務者(引受人)のみが債務者として残るもの

- である。免責的債務引受契約は、債権者、旧債務者、新債務者の三者契約によって行うのが普通であり、債権者と新債務者だけの契約も可能であるが、新旧債務者間だけで債務引受契約をしても、債権者の同意がない限り債務引受の効力を生じない。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 免責的債務引受で、旧債務者または新債務者が提供していた担保は引続き新債務者を担保することになるが、これ以外の第三者提供担保の場合、担保提供者の同意がない限り担保権は消滅するとするのが判例である。したがって、(5)は正しい。

不動産抵当の実行

問 48 不動産抵当権の実行について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 不動産競売申立書の添付書類の1つとして、金銭消費貸借契約書など債権の存在を証明する債権証書の写しの提出が必要である。
- (2) 抵当権の実行手続を、農協の職員が農協の代理人となって行うことはできない。
- (3) 差押の効力は、執行裁判所より競売開始決定書が債務者に送付されたときに生ずる。
- (4) 競売対象不動産の売却基準価額の8割の価額が買受可能価額になる。
- (5) 申立債権者などは、執行裁判所から債権計算書提出の催告を受けたら、2週間以内に債権計算書を提出しなければならない。

正解率 54%

正解 (4)

解説

- ① 不動産競売申立書の添付書類として

債務名義と強制執行

は、目的不動産の登記事項証明書、被担保債権・請求債権目録など所定のものが必要であるが、債権証書の写しの提出は必要でない。したがって、(1)は誤りである。

- ② 抵当権の実行手続などは弁護士を代理人とするだけでなく、農（漁）協など当該競売申立を行う法人の職員であって、当該債権の管理回収事務を担当しており、かつ民事執行についての法律知識を有する者であれば、裁判所の許可を得ることによって農（漁）協の代理人となって手続を行うことができる。したがって、(2)は誤りである。
- ③ 執行裁判所は競売の開始決定をし、目的不動産について差押の登記を管轄登記所に嘱託すると共に開始決定書を債務者および所有者に送達するが、差押の効力は、通常は差押登記がされたときに生ずるとされる（民事執行法188条、46条）。したがって、(3)は誤りである。
- ④ 競売対象不動産の現況調査報告書、評価書が提出されると、執行裁判所はそれらにもとづき売却基準価額、売却の日時、場所、売却の方法等を決定して公告する。そして、競売対象不動産の売却基準価額の8割の価額が実際の買受可能価額になる。したがって、(4)は正しく、これが本問の正解である。
- ⑤ 申立債権者、債権届出債権者、配当要求債権者などは、執行裁判所から債権計算書提出の催告を受けたら、1週間以内に債権計算書を提出しなければならない。したがって、(5)は誤りである。

問 49 債務名義と強制執行について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 融資先、連帯保証人等農協に対して債務を負担している者が、債務を支払わない場合において、債務者の資産に対して強制執行を行って債権を回収するためには、債務名義が必要である。
- (2) 仮執行宣言付判決、仮執行宣言付支払督促は、いずれも債務名義としては認められていない。
- (3) 和解調書、調停調書、破産債権者表は、いずれも確定判決と同一の効力がある。
- (4) 支払請求訴訟を提起して勝訴判決を求め、確定した終局判決が債務名義となる。
- (5) 支払督促に対し債務者が異議を申立てると、支払督促は効力を失い、訴訟手続に移行する。

正解率 59%

正解 (2)

解説

- ① 融資先、連帯保証人等農（漁）協に対して債務を負担している者が、債務を支払わない場合において、債務者の資産に対して強制執行を行って債権を回収するためには、債務名義が必要である。したがって、(1)は正しい。
- ② 確定判決にまでなっていないが、勝訴判決において特に仮に執行できる旨の宣言がある「仮執行宣言付判決」、支払督促に対し仮執行の宣言を裁判所で記載してもらった「仮執行宣言付支払督促」は、いずれも確定判決など同様に債務名義として認められている（民

事執行法 22 条)。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。

- ③ 和解調書、調停調書、破産債権者表、再生債権者表などは、いずれも確定判決と同一の効力がある(同条)。したがって、(3)は正しい。
- ④ 支払請求訴訟を提起して勝訴判決を求め、確定した終局判決が債務名義となる(同条)。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 支払督促に対し債務者が異議を申立てると、支払督促は効力を失い、訴訟手続に移行する。仮執行宣言付支払督促が債務者に送達されてから2週間以内に異議の申立をしないと、債務者は異議申立権を失う。したがって、(5)は正しい。

各種法的倒産手続き

問 50 各種の法的倒産手続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 会社更生手続が開始されると、担保権を有する債権者も更生担保権として届出のうえ、更生手続に従って弁済を受けるほか回収の道がなくなる。
- (2) 再生手続における住宅資金貸付債権の特例では、利息や遅延損害金を含めて債権カットができることになっている。
- (3) 再生手続における給与所得者等再生の特例では、債務者の手取り収入から本人及び扶養を受ける者の最低限の生活費を控除した額の2年分を再生計画において弁済に充てるという要件を満たす場合に、債権者の決議なしに、裁判所が再生計画を認可する。
- (4) 破産は、債務者が再建の途がない場合に、債務者の資産を換価して各債権者に公平に

分配するための手続である。

- (5) 破産手続においては、担保権付債権は別除権として、破産手続外で担保権実行により優先回収することができる。

正解率 32%

正解 (2)

解説

- ① 会社更生手続が開始されると、担保権を有する債権者も担保権の実行が禁ぜられ、更生担保権として届出のうえ、更生手続に従って弁済を受けるほか回収の道がなくなる(同法 138 条)。したがって、(1)は正しい。
- ② 通常の再生手続では住宅ローン付の住宅は競売に付されてしまうが、住宅を手放すことなく債務を整理したいとの要望に応じて、再生手続における住宅資金貸付債権の特例により、住宅ローンの弁済期間の繰延ができるが、利息や遅延損害金を含めて債権カットはできないことになっている。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ③ 小規模個人再生の対象者のうち、サラリーマンのように将来の収入額を確実容易に算出できる者については、再生手続における給与所得者等再生の特例により、債務者の手取り収入から本人及び扶養を受ける者の最低限の生活費を控除した額の2年分を再生計画において弁済に充てるという要件を満たす場合に、債権者の決議なしに、裁判所が再生計画を認可する。したがって、(3)は正しい。
- ④ 破産は、債務者が再建の途がない場

合に、債務者の資産を換価して各債権者に公平に分配するための手続であり、破産手続開始の申立は債権者、債務者が行うことができるほか、法人の理事、取締役、債務者死亡の場合の相続人なども申立できる（破産法 18 条ほか）。したがって、(4)は正しい。

- ⑤ 破産手続開始決定がされると、破産者の財産は破産財団に属し、これの管理処分権はすべて破産管財人に帰属する。債権者は破産手続によるのでなければ権利を行使することができなくなり（破産法 100 条）、破産管財人からの配当に期待するほかなくなる。しかし、担保権付債権は別除権として認められ、破産手続外で担保権実行により優先回収することができる（同 65 条）。したがって、(5)は正しい。

正解番号一覧表

問題番号	正解番号								
1	5	11	4	21	2	31	1	41	2
2	3	12	5	22	4	32	4	42	3
3	3	13	3	23	3	33	4	43	4
4	3	14	5	24	1	34	2	44	5
5	1	15	2	25	1	35	3	45	4
6	1	16	4	26	3	36	5	46	3
7	4	17	3	27	5	37	5	47	2
8	4	18	5	28	2	38	5	48	4
9	2	19	2	29	2	39	4	49	2
10	2	20	4	30	5	40	3	50	2